第2期 甲斐市 子ども・子育て支援 事業計画

令和2~6年度





市長あいさつ

すべての家庭において安心して子育てができ、 子どもたちが笑顔で成長していくために平成27年 度から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、 本市では、質の高い幼児教育・保育及び地域子ど も・子育て支援事業の提供を行うため、「甲斐市子 ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもたち と保護者に妊娠・出産期から学童期に至るまで、子



どもの成長にあわせた切れ目のない支援を行ってきました。

今回、新たに、女性の就労の変化や、幼児教育に対するニーズの高まり、また、少子化対策の観点から令和元年10月にスタートした幼児教育・保育の無償化など子育てをめぐる社会環境の変化を捉え、子どもや子育てをする保護者にとって、安心して成長や子育てができるまちづくりに向けて「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

この計画では、「子どもが 親が 地域が育つまち」を基本理念とし、「子ども・子育て世代のニーズに沿った切れ目のない支援提供の実現」、「子ども・子育て世代の育ちを支える地域社会の実現」、「『創甲斐教育』の考えに立った充実した教育環境の実現」、「安心して出産・子育てができるまちづくり・しくみづくりの実現」を基本目標として、子ども・子育て支援を行うことで、甲斐市の将来を担う子どもたちに笑顔があふれ、健やかな成長ができるまちを目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたり、ご審議をいただきました甲斐市子ども・子育 て会議委員各位をはじめ、アンケート調査等ご協力いただきました市民の皆 さまに厚くお礼申し上げます。

令和2年3月 甲斐市長

保城武

目 次

第1	章計画	画策定の概要
1	計画策定	の背景1
2	計画の位	置づけ1
3	関連個別	計画3
4	計画の策	定体制3
5	子ども・	子育て支援新制度の概要と本計画の役割4
第2	章の統計	ナデータからみる本市の状況6
1	人口等の	面からみた状況6
2	保育所(園)・幼稚園等の状況14
3	小学校の	状況20
4	地域子ど	も・子育て支援事業対象事業の状況22
5	母子保健	の状況30
6	各種手当	・助成の状況
第3	章 二-	-ズ調査結果について32
1	ニーズ調	査の概要(抜粋)32
2	調査結果	
3	ニーズ調	査の自由回答からみえる課題41
第4	章 子と	ども · 子育て支援施策展開に向けての課題43
1	子どもの	発達段階にみる切れ目のない支援の必要性43
2	統計・二	ーズ調査等からみえる本市の課題45
3	前期計画	の評価と課題
第5	章 計画	画の基本方針47
1	基本理念	
2	施策の体	系と基本目標 47
第6		ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進
		51

1	基本的な考え方 51	
2	教育・保育事業56	
3	地域子ども・子育て支援事業60	
4	子ども・子育て支援事業の推進のための取り組み72	
第7	 す 子ども・子育て世代を中心におく支援諸施策の実施に向けて74	
1	子ども・子育て世代の二ーズに沿った切れ目のない支援提供の実現74	
2	子ども・子育て世代の育ちを支える地域社会の実現79	
3	「創甲斐教育」の考えに立った充実した教育環境の実現82	
4	安心して出産・子育てができるまちづくり・しくみづくりの実現87	
第8	3章 計画の推進体制91	
第8 1	3 章 計画の推進体制	
1	計画の点検及び評価91 計画の見直し92	
1	計画の点検及び評価91 計画の見直し92	
1 2 資料	計画の点検及び評価	
1 2 資料 1	計画の点検及び評価	

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景

現在、わが国では「少子化」、「子育て家庭の孤立化」、「待機児童」が問題となっています。このような状況下において、国や地域をあげて、子どもや子育て家庭を支援する新しい環境を整える必要があります。

平成 24 年に可決された子ども・子育て関連 3 法 (子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律)に基づく子ども・子育て支援新制度が、平成 27 年 4 月から施行され、本市においても、「甲斐市子ども・子育て支援事業計画」を平成 27 年 3 月に策定し、認定こども園・幼稚園・保育所(園)を通じた共通の給付と小規模保育等への給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実及び子育て家庭の支援等に努めて参りました。

この度、計画期間が令和元年度を以て満了することから、前計画の評価・見直しを行うとともに、国の改定指針も踏まえて、新たに「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

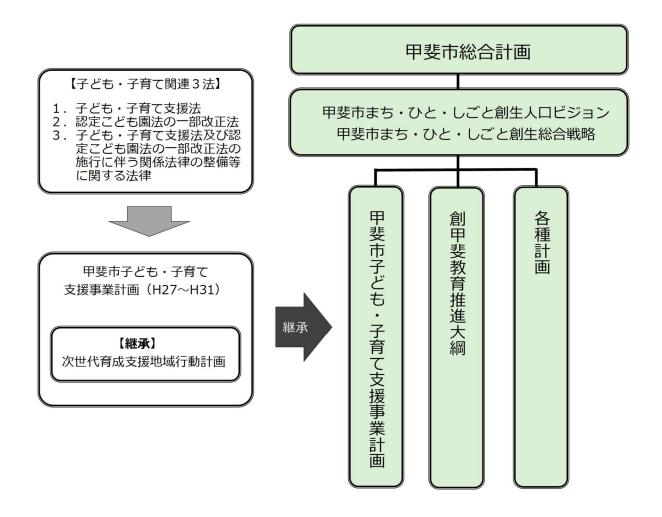
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定されている「市町村子ども・ 子育て支援事業計画」です。

また、次世代育成支援対策推進法第8条に規定されている「次世代育成支援 地域行動計画」として、本市が次世代育成に関して引き続き取り組むべき内容 についても定めています。

本計画の実施にあたっては、上位計画である「甲斐市総合計画」や「甲斐市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」、「甲斐市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、また関連性の高い「創甲斐教育推進大綱」及び甲斐市の各種計画との整合・調整を図っていきます。

●本計画の位置づけ

本計画は、上位計画である甲斐市総合計画ならびに第2次甲斐市創甲斐教育 推進大綱をはじめとする甲斐市の諸計画と整合性を取りながら推進していきま す。



3 関連個別計画

計画期間は、令和2年度を初年度とし、令和6年度までの5か年とします。 ただし、計画期間中に状況の変化などが生じた場合には、必要に応じて、計画 の見直しを行うこととします。

計画名 H28 H29 H30 R1 R2 R3 R5 R6 R7 R8 R4 総合計画 **%** 1 まち・ひと・しごと創生人口ビジョン **※2** まち・ひと・しごと創生総合戦略 子ども・子育て支援事業計画 第1期 第2期 創甲斐教育推進大綱 第1次 第2次 自殺防止対策計画 第1期 第1次 地域福祉計画 第2次 障がい者計画 第1次 第2次 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画 健康増進計画 食育推進計画

関連個別計画及び計画期間

- ※1:H28~R1(第2次前期基本計画)、R2~R6(第2次後期基本計画)
- ※2:人口ビジョン R1 見直し、R2~R6(令和元年度改訂版)、総合戦略 H27~R1(第1期)、R2~R6(第2期)

4 計画の策定体制

本計画の策定及び計画期間の実施状況の調査審議等のために、子ども・子育て支援法第77条及び、甲斐市子ども・子育て会議条例に基づき「甲斐市子ども・子育て会議」を設置しました。

当会議は、子ども・子育て支援に関係する当事者の意見が十分に反映され、幅広い関係者によって本市の子育て施策が検討されることを目的に、子どもの保護者(市民)代表、有識者、教育・保育の関係者、社会福祉関連団体の代表者などで構成されています。当会議において計画に関する意見などの集約を図り、本計画を策定しました。

5 子ども・子育て支援新制度の概要と本計画の役割

(1) 子ども・子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。

(2) 子ども・子育て関連3法の主なポイント

- ① 認定こども園、幼稚園、保育所(園)を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設
 - 地域型保育給付は、都市部における待機児童解消とともに、子どもの数 が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応します。
- ② 認定こども園制度の改善(幼保連携型認定こども園の改善等)
 - 幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及 び児童福祉施設として法的に位置づけます。
 - 認定こども園の財政措置を「施設型給付」に一本化します。
- ③ 地域の実情に応じた子ども・子育て支援(利用者支援、地域子育て支援 拠点、放課後児童クラブなどの「地域子ども・子育て支援事業」)の充 実
- 教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施していきます。

(3) 本制度・本計画に基づく教育・保育サービスのイメージ

本市は、制度に定める「子ども・子育て支援給付」「地域子ども・子育て支援事業」を本計画に基づいて実施します。

市町村子ども・子育て支援事業計画(5か年計画)

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援について、

「量の見込み」(現在の利用状況+利用希望)、「確保方策」(確保の内容+実施時期)を記載

計画的な整備

子どものための教育・保育給付

認定こども園・幼稚園・保育所(園)

→施設型給付の対象

(私立保育所(園)については、 委託費を支弁) 小規模保育・家庭的保育・居宅訪問 型保育・事業所内保育の各事業者

→地域型保育給付の対象※

(施設型給付、地域型保育給付は、早朝、夜間、休日保育にも対応)

※施設型給付・地域型保育給付の対象は、認可や認定を受け、市町村の確認を 受けた施設・事業者

地域子ども・子育て支援事業

- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり
- 乳児家庭全戸訪問事業等
- 延長保育事業
- 病児保育事業

・放課後児童クラブ

第2章 統計データからみる本市の状況

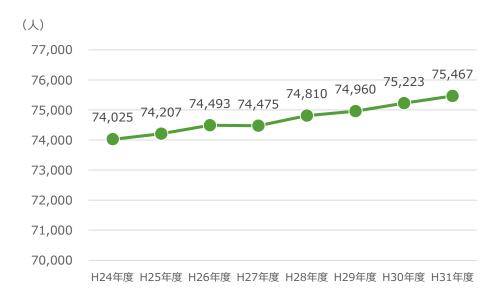
1 人口等の面からみた状況

(1)総人口

本市の近年における人口は、ほぼ右肩上がりの推移となっています。平成 24 年度には、74,025 人でしたが、平成 31 年度では、75,467 人と 1,442 人の増加となっています。

しかし、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)が行った「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」によると、本市の人口は、将来的には減少に転ずると予測されており、2045年度には65,407人になると推定されています。

本市の人口の推移



出典:各年3月末現在における住民基本台帳に基づく人口

※ 統計データの割合の表記について

統計データの数値は小数点第2位を四捨五入しており、合計が100%にならない場合があります。

(2)0~11歳児数

本市の 0~11 歳児数は減少傾向にあります。0~5 歳児は平成 22 年度には 4,574人でしたが、平成 31 年度では 4,182人と 392人の減少となっています。 また、6~11 歳児は平成 22 年度には 4,494人でしたが、平成 31 年度では 4,302人と 192人の減少となっています。

本市の 0~11 歳児数の推移

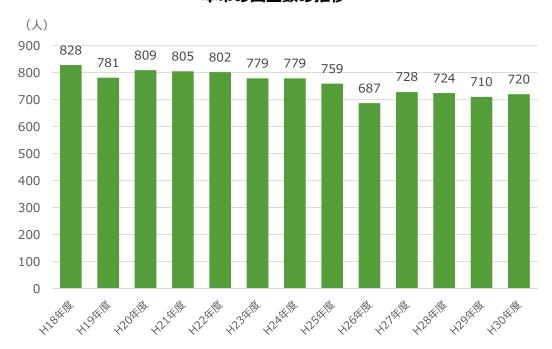


出典:各年3月末現在における住民基本台帳に基づく人口

(3) 本市の出生数

本市の出生数は、平成 18 年度時点では 828 人でしたが、平成 30 年度には 720 人と 108 人 (13.0%) 減少しています。

本市の出生数の推移



出典:人口動態統計年報(各暦年において住民基本台帳に登録された出生数)

(4)合計特殊出生率*

本市の合計特殊出生率は、平成27年度以降上昇傾向にあり、常に山梨県や 全国の数値を上回っています。

平成30年度は、1.71となり、山梨県に比べて0.18、全国に比べて、0.29多くなっています。

1.8 1.71 1.67 1.66 1.66 1.7 1.55 1.6 1.53 1.51 1.51 1.50 1.5 1.43 1.4 1.45 1.44 1.43 1.42 1.42 1.3

H28年度

--甲斐市 **--**山梨県 **--**-全国

H29年度

H30年度

甲斐市、山梨県、全国の合計特殊出生率の推移

出典:甲斐市、人口動態統計年報

H26年度

H27年度

1.2

[※] $15\sim49$ 歳までの女性の年齢別出生率(それぞれの 1 歳ごとの年齢の女性数に占める、その年齢の女性が産んだ子どもの数の割合)を合計したもので、一人の女性が一生の間に生む子どもの平均数に相当する。

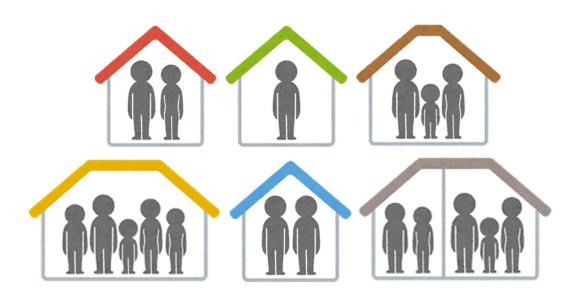
(5)世帯動向

本市の世帯数は増加傾向にあり、平成2年調査では18,883世帯でしたが、 平成27年調査では29,407世帯と10,524世帯(55.7%)増加しています。

世帯動向の推移



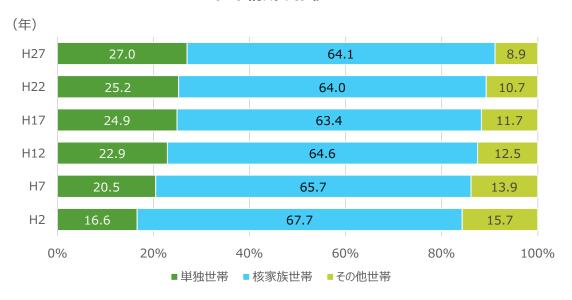
出典:国勢調査



(6)世帯構成

本市の世帯構成についてみると、近年一貫して単独世帯の割合が増加しています。

世帯構成の推移



出典:国勢調査

世帯形態		H2	H7	H12	H17	H22	H27	
一般世帯総数		世帯数	18,883	22,456	25,493	27,589	28,207	29,407
加又巴宁	F祁心女X	構成比(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
жж	ш ш	世帯数	3,133	4,599	5,847	6,881	7,102	7,927
単独	上市	構成比(%)	16.6	20.5	22.9	24.9	25.2	27.0
技家		世帯数	12,776	14,751	16,464	17,490	18,038	18,861
	族世帯	構成比(%)	67.7	65.7	64.6	63.4	64.0	64.1
	夫婦のみ	世帯数	2,789	3,938	4,788	5,515	5,975	6,584
	の世帯	構成比(%)	14.8	17.5	18.8	20.0	21.2	22.4
	夫婦と子	世帯数	8,623	9,188	9,645	9,632	9,487	9,395
	の世帯	構成比(%)	45.7	40.9	37.8	34.9	33.7	31.9
	片親と子	世帯数	1,364	1,625	2,031	2,343	2,576	2,882
	の世帯	構成比(%)	7.2	7.2	8.0	8.5	9.1	9.8
その他世帯	世帯数	2,974	3,106	3,182	3,218	3,067	2,619	
てりル	300円	構成比(%)	15.7	13.9	12.5	11.7	10.7	8.9

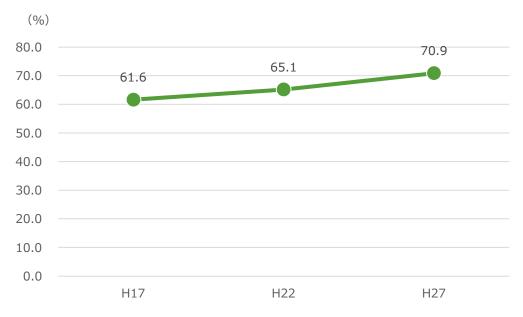
出典:国勢調査

(7) 女性の就業率

国では女性の社会での活躍を推進するにあたり、女性の就業率を 2023 年度 末までに 80%にするという目標を掲げています。

甲斐市の25歳から44歳の女性において、人口に占める就業者数の割合(就業率)を見ると、近年は増加傾向にあり、平成27年の国勢調査では70.9%となっています。

女性の就業率の推移



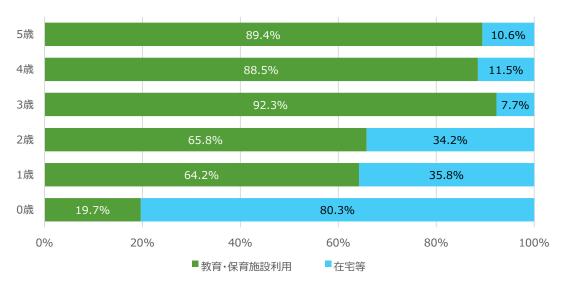
出典:国勢調査



(8) 就学前児童の居場所

本市内在住の就学前児童の居場所については、平成31年度の状況をみると、0歳児は80%以上が在宅等で過ごしています。1歳児、2歳児になると在宅等は約35%と減少しており、代わって教育・保育施設の利用が増えてきています。3歳以降では約90%が教育・保育施設を利用しています。

就学前児童の居場所



出典:甲斐市子育て支援課

(参考表) 就学前児童の居場所内訳

李	教育·保育施設種別		歳	1	歳	2	歳	3	歳	4	歳	5	歳
			割合	人数	割合								
	市内公立 保育園	37	5.8	157	24.4	160	22.3	182	25.1	155	21.6	167	24.2
	市外公立 保育園	0	0	1	0.2	1	0.1	10	1.4	3	0.4	4	0.6
	市内私立 保育園	32	5.0	118	18.4	132	18.4	145	20.0	126	17.5	129	18.7
教育	市外私立 保育園	5	0.8	21	3.3	24	3.3	25	3.5	22	3.1	21	3.0
	市内私立 幼稚園	0	0.0	0	0.0	3	0.4	39	5.4	41	5.7	46	6.7
・保育施設利用	市外私立 幼稚園	0	0.0	0	0.0	0	0.0	13	1.8	10	1.4	15	2.2
利用	市内認定 こども園	26	4.1	46	7.2	69	9.6	133	18.4	133	18.5	116	16.8
	市外認定 こども園	15	2.4	42	6.5	65	9.1	113	15.6	146	20.3	119	17.2
	市内小規模 保育園	9	1.4	24	3.7	14	1.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	市外小規模 保育園	1	0.2	4	0.5	5	0.7	8	1.1	0	0.0	0	0.0
	在宅等	510	80.3	230	35.8	245	34.2	56	7.7	83	11.5	74	10.6
	総数	635	100.0	643	100.0	718	100.0	724	100.0	719	100.0	691	100.0

2 保育所 (園)・幼稚園等の状況

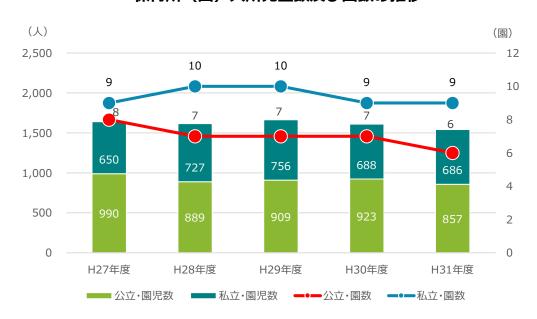
施設名称	役割
保育所(園)	保育を必要とする児童を対象に保育を実施する施設
幼保連携型認定こども園	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設とし ての認定こども園
幼稚園型認定こども園	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保 育所的な機能を備えた認定こども園
保育所型認定こども園	認可保育所(園)が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるな ど、幼稚園的な機能を備えた認定こども園
地方裁量型認定こども園	幼稚園・保育所 (園) いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認 定こども園として必要な機能を果たすもの
未移行幼稚園	新制度に移行しない従来制度を維持した幼稚園
認可外保育施設	保育所(園)に該当するが国の認可を受けていない保育施設
事業所内保育事業	事業主の措置(事業所内託児施設)として設置される施設



(1)保育所(園)の状況

① 保育所(園)入所児童数及び園数

本市内の保育所(園)に入所する児童についてみると、公立保育園においては、民設・民営に移行した園、また私立保育園においては認定こども園に移行した園もあったことから、保育所(園)数の減少に伴い、若干の減少傾向がみられます。



保育所(園)入所児童数及び園数の推移

出典:甲斐市子育T支援課

児童数は、各年4月1日の数値

他市町村への委託及び本市への受託分を除く



② 保育所(園)の認可人数及び入所率

本市内の保育所(園)の認可人数についてみると、保育所(園)から認定 こども園に移行した園があったため、減少がみられます。また入所率につい ては、年齢(4、5歳)によっては、認可人数枠に達していない状況です。

(人) (%) 92.1 91.6 91.4 90.9 100 1,950 89.1 90 1,900 80 1,850 70 1,800 60 1,750 50 1,700 1,884 1,869 40 1,840 1,810 1,650 30 1,760 1,600 20 1,550 10 0 1,500 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 H31年度 ■■認可人数 ●● 入所率

保育所(園)の認可人数及び入所率の推移

出典:甲斐市子育T支援課



② 入所児童の年齢別数

保育所(園)の全入所児童は、全体的に減少傾向にありますが、中でも4歳児、5歳児の割合が減少しています。

平成 31 年度の 4 歳児は 282 人となっており、前年の 3 歳児からの移行としてみると、平成 30 年度の 306 人から 24 人の減少となっています。また、平成 31 年度の 5 歳児は、295 人となっており、同様に前年の平成 30 年度の 322 人から 27 人の減少となっています。

3歳から4歳、4歳から5歳へ移行する際の社会減が大きくなっており、 市外の施設への転園が大きかったことが読み取れます。



保育所(園)入所児童の年齢別数

出典:甲斐市子育て支援課

児童数は、各年4月1日の数値 他市町村への委託及び受託分を除く

(2) 幼稚園の状況

① 新制度移行幼稚園数及び園児数

子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園の園数は、平成29年度で1 園、平成31年度で1園、合計2園となっています。

それに伴って、新制度幼稚園に通う園児数も、平成29年度が60人、平成 30年度が61人、平成31年度が142人と増加しています。

(園) 1 2 2 3 4

新制度移行幼稚園数の推移

出典:甲斐市子育て支援課



新制度移行幼稚園児数の推移

(人) 600 500 81 86 400 158 275 300 200 333 325 327 317 100 179 0 H27年度 H31年度 H28年度 H29年度 H30年度 ■認定こども園 ■幼稚園(新制度) ■未移行幼稚園

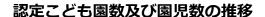
出典:甲斐市子育T支援課

(3)認定こども園の状況

① 認定こども園数及び園児数

保育所(園)から認定こども園に移行した施設の増加、また保護者の働き 方の多様化のニーズに伴い、園児数は増加傾向にあります。

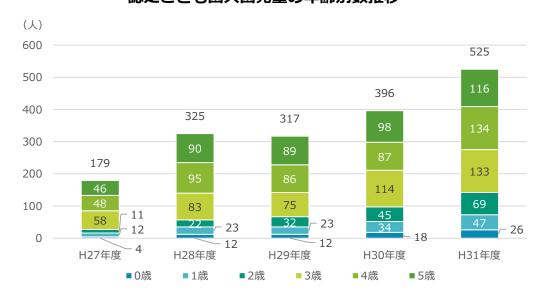
※甲斐市内の認定こども園はすべて私立です。





出典:甲斐市子育て支援課

認定こども園入園児童の年齢別数推移



出典:甲斐市子育て支援課

3 小学校の状況

(1) 小学校の状況

① 小学校就学児童数

本市内の小学校に就学する児童数は、全体的に減少傾向となっており、令和元年度は平成26年度に比べて、112人減少しています。

学校数については、11校であり、変化はありません。

小学校就学児童数の推移



出典:甲斐市学校教育課

児童数は、各年5月1日の数値



② 小学校就学児童の学年別数

小学校就学児童数を学年別にみると、令和元年度は、小学校1年生が平成26年度以降、最も少なくなっています。

社会増減はあるものの、1年生の児童数が次年度の2年生の児童数となる ため、人口推計による0歳児人口の減少予測も加味すると、計画最終年度の 令和6年度は、すべての学年で児童数が減少している可能性が考えられます。

小学校就学児童の学年別数



出典:甲斐市学校教育課

児童数は、各年5月1日の数値

4 地域子ども・子育て支援事業対象事業の状況

(1) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)実施状況

本市内の放課後児童クラブについてみると、登録児童数は増加傾向にあります。クラブ数は、小学校の空き教室を利用するなどで、25 クラブ体制となっています。

(人) (箇所) 1,450 30 1,600 1,346 1,286 1,400 25 1,100 1,200 20 871 1,000 15 800 24 600 10 400 5 200 0 0 H27年度 H28年度 H29年度 H30年度 R1年度 ★ 放課後児童クラブ数 ← ● → 登録児童数

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)実施状況

出典:甲斐市子育て支援課

登録児童数は各年度月平均の数値

放課後児童健全育成事業については、増加するニーズに対応するため、事業実施場所として学校の空き教室を活用し、その数は平成27年度が1教室であり、平成30年度には8教室まで増加しました。

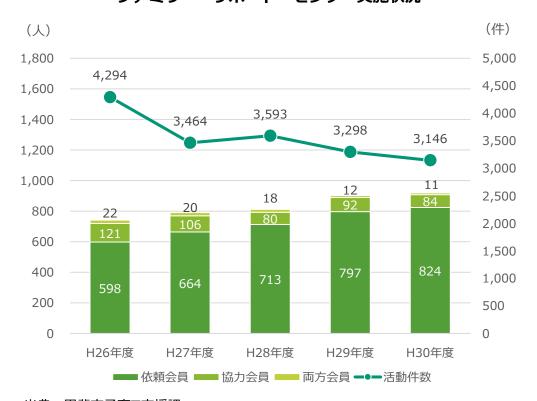
高学年の利用も始まったこともあり、年々利用者が増加傾向にあります。今後 もニーズの状況により、空き教室の活用を図っていきます。

(2) ファミリー・サポート・センター

① ファミリー・サポート・センターの実施状況と各種会員数の推移

本市内のファミリー・サポート・センターの活動件数及び各種会員数についてみると、活動件数は、平成 28 年度で増加をみたものの、概ね右肩下がりの傾向となっています。平成 30 年度では、平成 26 年度と比べて、1,148件(26.7%)減少しています。

一方で、登録している依頼会員数は、年々増加しています。



ファミリー・サポート・センター実施状況

出典:甲斐市子育て支援課

② ファミリー・サポート・センターの活動件数内訳

ファミリー・サポート・センターの活動件数の内訳をみると、直近の平成 30年度では、「学校の放課後の預かり」の498件が最も多く、以下「放課後 児童クラブの迎え」の444件、「保育所(園)・幼稚園の帰宅後の預かり」の 419 件と続いています。保育・教育施設終了後の子どもたちのサポートに多 く利用されている状況が分かります。

活動件数内訳状況

(単位:件) 区分 H29 年度 H30 年度 保育所(園)・幼稚園の登園前の預かり 6 3 354 保育所(園)・幼稚園の帰宅後の預かり 419 保育所(園)・幼稚園の送り 21 18 保育所(園)・幼稚園の迎え 294 336 放課後児童クラブ終了後の預かり 150 43 学校の放課後の預かり 483 498 保護者等の冠婚葬祭による外出、他の子供の学校行事の場合の援助 70 82 保護者等の外出の場合の援助 510 358 放課後児童クラブの迎え 483 444 子供の習い事等の場合の援助 100 195 保育所(園)・学校等休み時の援助 203 140 保育所等施設入所前の援助 0 0 保護者等の短時間・臨時的就労の場合の援助 360 334 保護者等の求職活動中の援助 49 1 保護者等の病気、その他急用の場合の援助 275 215 その他 0 0 合計活動件数 3,298 3,146

出典:甲斐市子育T支援課

朝の学童の送迎預かりの集計は、臨時的就労に含む

(3) その他の地域子ども・子育て支援事業の実施状況

「甲斐市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間における放課後児童健全育 成事業を除くその他の「地域子ども・子育て支援事業」の実施状況は以下のとお りです。

	事業名		H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度
1	延長保育事業	確保量(人)	560	560	560	560	560
1	延茂休月 岁末 	実績(人)	617	505	497	543	575
2	子育て短期支援事	確保量(人日*)	13	13	13	13	13
	業(ショートステイ)	実績(人日)	32	28	32	13	16
3	地域子育て支援拠	確保量(人回*)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
	点事業	実績(人回)	21,145	22,516	24,299	23,010	_
	一時預かり事業	確保量(人日)	76,000	76,000	76,000	76,000	76,000
4	(幼稚園型)	実績(人日)	863	1,375	839	652	
-	一時預かり事業	確保量(人日)	7,700	7,700	7,700	7,700	7,700
	(その他)	実績(人日)	4,009	3,679	3,329	3,250	_
5	病児•病後児保育事	確保量(人日)	730	730	730	730	730
	業	実績(人日)	263	286	365	481	_
6	子育て援助活動支 援事業 (ファミリー・	確保量(人日)	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000
	サポート・センター)	実績(人日)	1,410	1,501	1,370	1,227	_
7	利用者支援事業	確保量(数)	2	3	3	3	3
	利用百叉扳手来	実績(数)	2	3	3	3	3
8	妊婦一般健康診査	見込(人)	1,150	1,120	1,090	1,060	1,030
8	費助成事業	実績(人)	1,498	1,138	1,160	1,077	_
9	乳児家庭全戸訪問	見込(人)	710	690	670	650	630
9	事業	実績(人)	700	698	694	666	_
10	養育支援訪問事業	見込(人)	100	100	100	100	100
10	设日义派训则书来	実績(人)	99	133	92	60	_

出典:甲斐市子育て支援課

^{※ 1}人が1日利用した時を「1人日(にんにち)」とします。例えば1人の人が2日間利用した場合は、2人日と数えます。

^{※ 1}人が1回利用した時を「1人回(にんかい)」とします。例えば1人の人が2回利用した場合は、2人回と数えます。

(延長保育事業)

延長保育事業の利用については、保護者の就労状況により、年度ごとのニーズに変動がありました。実績値が第1期計画の「確保量」を上回っている年度もありましたが、今後、保護者の要望に対応できる体制を整えることにより、ニーズに応えていきます。

(子育て短期支援事業 (ショートステイ))

子育て短期支援事業については、保護者の保育環境の状況や事業の内容の理解の程度により、利用者数、利用回数に変動がありました。今後も短期支援が必要な保護者の受け皿となる本事業の利用促進を引き続き行っていきます。

(地域子育て支援拠点支援事業)

事業の実施内容について、広報やホームページで利用者に周知を行い、多くの人が利用しました。当初計画の確保量よりも多い実績となっていますが、活動に支障がないため、今後も受け入れを行っていきます。

(一時預かり事業)

保護者の就労状況や幼児教育のニーズの変化により、実績値に変動が出ま した。今後も保護者のニーズに対応できる体制づくりに努めていきます。

(病児・病後児保育事業)

病児保育事業の広域利用については、平成29年度に先行実施として甲府圏域の6市町で実施され、平成30年度からは県内の市町村全域で相互利用が可能になりました。今後は広域圏での量の確保を図るため、利用施設の周知などを図っていきます。

(子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター))

保護者の就労状況により実績値に変動が出ました。子育て支援の情報交換の場であり、また会員同士の相互援助となる本事業については、今後も引き続き事業内容の周知を行っていきます。

(利用者支援事業)

子育てに関する相談や情報、サービスを提供していた竜王子育てひろば、敷 島子育てひろばに加えて、平成28年度から健康増進課を「甲斐市子育て世代 包括支援センター」と位置付け、子育て支援に関する様々な情報提供や相談、助言を行う体制を整備しています。

(妊婦一般健康診査費助成事業)

定期的な妊婦健診を行い、母子の健康を守り、安心した出産につなげることができました。適正な時期に適正な回数の健診を受診することの大切さについて、引き続き周知を行っていきます。

(乳児家庭全戸訪問事業)

対象となる乳児の数により、年度によって実績は変動しました。今後も保護者の子育ての様子の把握に努め、あわせて子育てに関する情報を提供していくことで、保護者の育児不安の軽減に努め、健やかな乳児の発育支援に努めていきます。

(養育支援訪問事業)

養育支援訪問事業は家庭環境の状況により対象者数に変動がありました。 引き続き養育支援が必要な家庭の把握に努め、対象家庭を訪問し、相談及び指導を行っていきます。



(4)市内施設一覧

公立保育園

施設名称	住 所	電話番号
竜王北保育園	甲斐市竜王新町 640-1	055-276-2120
竜王東保育園	甲斐市富竹新田 973-1	055-276-4238
竜王西保育園(指定管理者)	甲斐市竜王 1671	055-276-5741
竜王中央保育園	甲斐市西八幡 33	055-276-6021
敷島保育園	甲斐市島上条 1248-1	055-277-2049
双葉西保育園	甲斐市宇津谷 4542	0551-28-2137

私立保育園

施設名称	住 所	電話番号
竜王大生園	甲斐市篠原 3225	055-276-2751
玉川保育園	甲斐市玉川 116	055-276-3866
玉幡保育園	甲斐市西八幡 3702-1	055-276-3532
万才保育園	甲斐市万才 475	055-276-9273
クローバー保育園	甲斐市竜王新町 2117-3	055-276-9680
吉沢立正保育園	甲斐市吉沢 705	055-277-3194
登美保育園	甲斐市大垈 2676	0551-28-5420
松島さくら保育園	甲斐市中下条 1839-1	055-244-8160
げんきっこ双葉保育園	甲斐市龍地 3015-1	0551-45-6172

小規模保育事業(私立)

施設名称	住 所	電話番号		
げんきっこ保育園	甲斐市大下条 273-8	055-287-9234		
ひよこ保育園	甲斐市篠原 871-2	055-268-3716		

認定こども園(私立)

施設名称	住 所	電話番号
かおり幼稚園	甲斐市篠原 1087	055-276-2500
あおばこども園	甲斐市篠原 88-3	055-276-8077
光学園	甲斐市下今井 2374-1	0551-28-1566
あおぞら保育園	甲斐市大下条 753-1	055-277-9357
竜王あら川こども園	甲斐市西八幡 1473-1	055-276-1900

子ども子育て支援新制度の適用を受ける幼稚園(私立)

施設名称	住 所	電話番号		
双葉甲府幼稚園	甲斐市龍地 3188	0551-28-7060		
富士幼稚園	甲斐市島上条 2228	055-277-5515		

新制度未移行幼稚園(私立)

施設名称	住 所	電話番号	
竜王幼稚園	甲斐市富竹新田 2055	055-276-6400	

5 母子保健の状況

本市の母子保健関連の取組状況は次のとおりです。

(単位:件、人)

取組項目	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
母子健康手帳交付数	741	818	737	734	702
父子健康手帳交付数	788	779	776	781	740
妊婦一般健康診査 (延べ)	8,497	8,976	8,910	9,315	8,398
乳児一般健康診査 (延べ)	1,222	1,453	1,300	1,281	1,330
乳児健康診査 ※	1,331	1,365	712	702	684
1歳6か月児健康診査	661	662	699	706	692
2 歳児健康診査	708	664	652	674	695
3 歳児健康診査	672	696	641	660	655
母親学級(延べ)※	385	417	208	226	148
発達相談事業(延べ)	101	88	63	71	84
離乳食教室(延べ)※	571	530	298	232	186
ファミリー食育教室(延べ)※	401	543	465	350	288
乳幼児健康相談(延べ)	1,016	1,019	1,240	1,141	893
家庭訪問(延べ) (妊婦訪問・こんにちは赤ちゃ ん訪問、他)	1,415	1,603	1,469	1,513	1,392
1歳児健康相談事業	-	-	694	683	678
産後ケア事業(日帰り型)	-	-	133	327	303
産後ケア事業(宿泊型)	-	2	15	27	26
産婦健康診査(延べ)	-	-	-	908	1,164
新生児聴覚検査	-	-	-	464	648

(※) については、事業内容や回数等の見直しにより実績値に差があります。

出典:甲斐市健康増進課

6 各種手当・助成の状況

本市では、次のような子育て支援に関する手当・助成事業を実施しています。手当の受給者は年々減少傾向にあります。

(1) 手当対象人数の状況

(単位:人)

支給対象人数	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
児童手当	10,262	10,115	10,045	9,953	9,907
児童扶養手当	680	687	656	641	639

出典:甲斐市子育て支援課

(2)助成の状況

(単位:件)

助成対象件数	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度
乳幼児医療費	143,302	141,563	155,625	156,060	159,252
ひとり親医療費	20,595	20,451	20,872	20,493	20,490

出典:甲斐市子育て支援課



第3章 ニーズ調査結果について

1 ニーズ調査の概要(抜粋)

1 調査目的

本計画で確保を図るべき教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」を算出するにあたって、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握することを目的とした調査を行いました。

② 調査期間

平成30年12月7日から12月25日まで

③ 調査対象及び調査方法等

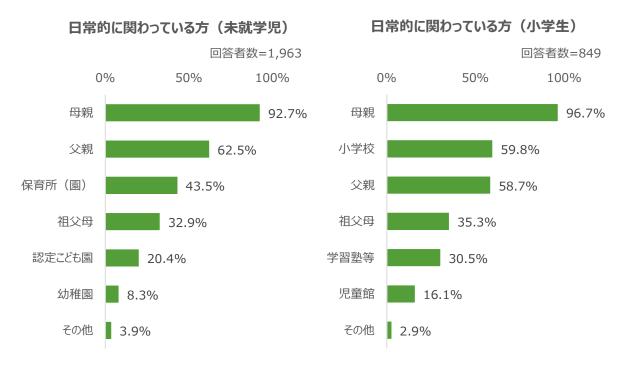
調査対象	調査方法	配布	回収	回収率
0. 2 . 5	郵送	962	542	56.3%
0~2 歳	施設配布	457	385	84.2%
2 5 4	郵送	363	172	47.4%
3~5 歳	施設配布	1,129	872	77.2%
.1. 224 #-	郵送	44	23	52.3%
小学生	施設配布	953	839	88.0%
合計	3,908	2,833	72.5%	

※ 調査結果の割合の表記について

複数回答の場合は合計値が100%にならない場合があります。 ニーズ調査結果の数値は小数点第2位を四捨五入しており、単一回答であっても合計が100%にならない場合があります。

2 調査結果

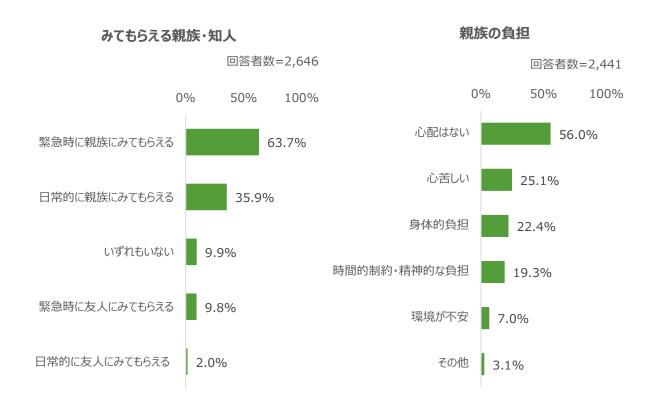
① 日常的な養育者について



未就学児、小学生ともに「母親」が最も多くなっています。未就学児では以下、「父親」「保育所(園)」、「祖父母」と続いています。小学生では以下、「小学校」、「父親」、「祖父母」と続いています。

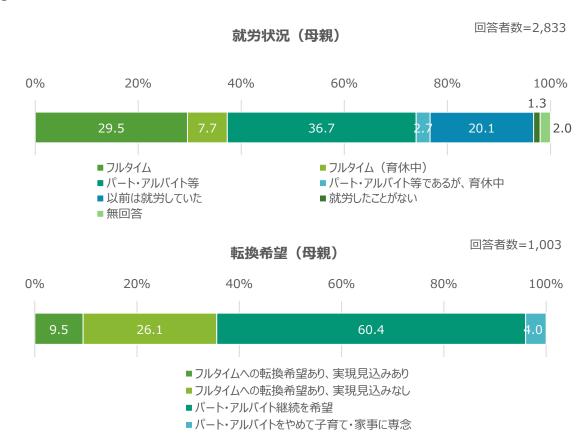


② 日常的もしくは緊急時にみてもらえる人がいるか、また預かる方の負担 について

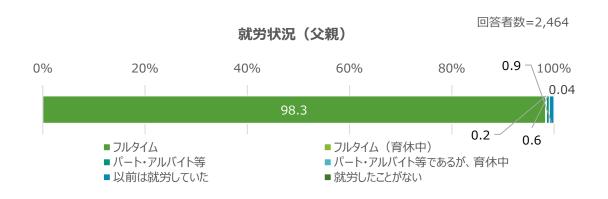


「緊急時に親族にみてもらえる」という回答が最も多く 63.7%でした。友人にみてもらえるというケースは、緊急時においても高くないことが分かります。親族の負担については、「心配はない」という回答が最も多く 56.0%でした。以下、「心苦しい」25.1%、「身体的負担」22.4%、「時間的制約・精神的な負担」19.3%と続いています。

③ 両親の就労状況について

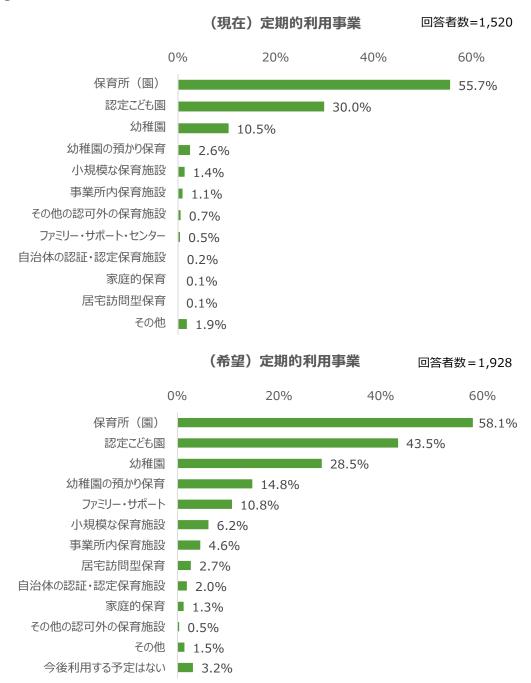


母親の就労状況は、「フルタイム」及び「パート・アルバイト等」がそれぞれ育休中を含めて約4割となっています。就労していない人は約2割でした。「パート・アルバイト等」の人にフルタイムへの転換希望を聞いたところ、転換希望を持っている人は35.6%となりました。



父親の就労状況は、「フルタイム」が最も多く、98.5%でした。そのうち、 育休中は0.2%でした。

4 未就学児の教育・保育の利用状況について



事業の定期的な利用について、「利用している」が 77.7%となっています。 現状では平日における定期的な教育・保育事業としては、「保育所(園)」及 び「認定こども園」が多くなっています。

利用希望については、現在の状況と比較すると、多くの項目で割合が増加しています。また「今後利用する予定はない」との回答も3.2%ありました。

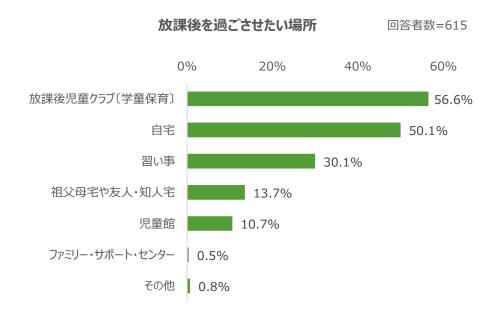


定期的に利用している教育・保育事業の実施場所(市外)

市町村名	回答者数
甲府市	214
韮崎市	12
南アルプス市	11
昭和町	9
中央市	5
山梨市	2
富士川町	2
笛吹市	1
市川三郷町	1
昭和町·笛吹市	1
南アルプス市・中央市	1
無回答	13
計	272

定期的な利用場所については、「甲斐市内」が74.7%、「甲斐市外」が25.3%でした。市外の利用先では、甲府市がもっとも多く約8割を占めています。

⑤ 小学生の放課後の過ごし方の希望について

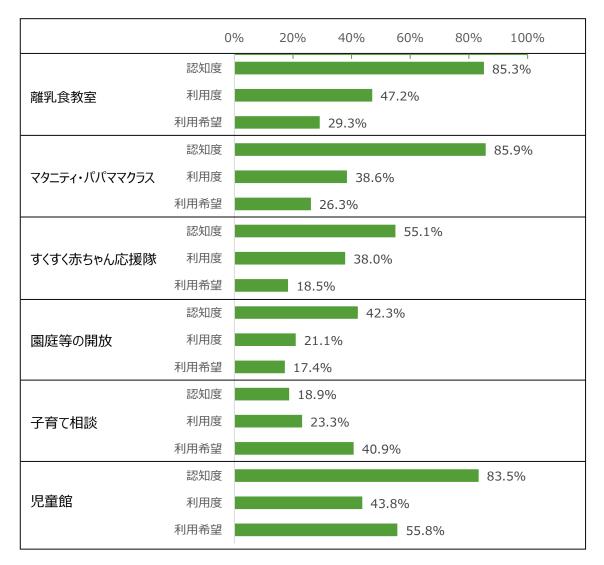


子どもが放課後を過ごす場所として希望するところは、「放課後児童クラブ (学童保育)」が 56.6%で最も多く、以下「自宅」が 50.1%、「習い事」が 30.1% と続いています。



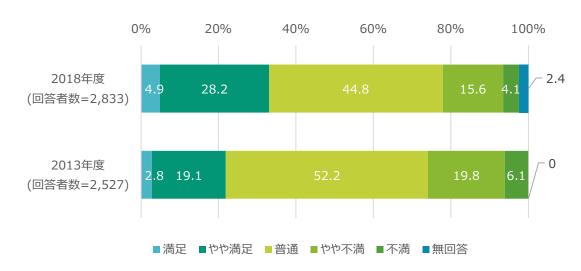
⑥ 個別事業の認知度・利用度・利用希望について

個別事業の認知度、利用度、利用希望



「離乳食教室」、「マタニティ・パパママクラス」、「児童館」の認知度は8割を超えている一方で、「子育て相談」の認知度は18.9%にとどまっています。利用度は「離乳食教室」の47.2%が最も高くなっています。利用希望が高い事業は、「子育て相談」と「児童館」となっています。

⑦ 子育て環境・支援の満足度について



今回のニーズ調査(2018年度)では、子育て環境・支援の満足度について、「普通」が44.8%で最も多く、次いで「やや満足」が28.2%、「やや不満」が15.6%でした。

「満足」と「やや満足」を合わせた「満足の意向」は、33.1%で、前回調査(2013年度)の21.9%を11.2ポイント上回っています。

市民が感じる本市の子育て環境・支援の満足度が高まっていることが分かります。



3 二一ズ調査の自由回答からみえる課題

	ニーズ調査の全体から抽出した課題
相談に関すること	・相談を気軽にできるところが必要 (時間制約無し、「ライン」などの手法を用いた柔軟性のある対応等) ・行政の積極的なサポートが必要 (受身ではなく、行政担当者からの声かけなど) ・医師などの専門的な知識を有した方に相談できる窓口(#8000 などはつ
情報提供に関すること	・分かりやすく、具体的で詳細な情報提供が必要 ・子供の年齢に合った情報提供 ・支援センター等のイベントの情報提供を充実してほしい ・子育て支援が色々あり、違いがわかりづらく、自分がどれを利用していいのか、 利用しやすいのか判断しづらい ・広報が届かない人への情報発信の方法を考えてもらいたい ・インターネットを活用して情報を発信してほしい
預かりに関すること	・気軽に短時間から預かってくれる所(予約なし、土日夜間等) ※ファミリーサポートは敷居が高い(1 対 1 の対応に不安がある) ・保護者の体調不良時に頼る場所がほしい ・病児・病後児の充実(定員拡大、時間延長、手続き緩和等) ・近くに親や頼れる親族はいないので、ファミサポは大変ありがたい ・ファミサポの料金を下げてほしい、他人の家に預けるのは不安 ・一時預かりの充実(定員拡充・料金を安く・理由不問) ・土日、休日、夜間の預かりの充実 ・病児・病後児保育施設をもっと増やしてほしい ・緊急時に安心して子供を看てもらえる施設(予約不要)
支援センターに関すること	・有料でも良いので、室内でおもいっきり体を動かせる施設がほしい ・支援センターが少なく、狭い。また、混んでいて予約がとれない ・未就学児と行ける支援センター、イベントをしている施設が少ない ・土日祝日も支援センターを利用したい ・室内でお弁当を食べられる場所が少ない

	ニーズ調査の全体から抽出した課題
子育で環境に関すること	 ・遊具のある公園を増やして欲しい ・産後サポート ・夜泣きの際に行く施設 ・ボランティアなどで、買い物や家事をサポートしてくれる方 ・家の近くで安心して遊べる公園 ・同年代若しくは様々な年代の方と集まり情報交換できる場 ・イベントを増やしてほしい(週末に親子で一緒に参加、小学校就学前の子供が参加など)
保育園に関すること	 ・保育園に入園しづらい(年度の途中はとくに難しい) ・希望の園に入れない ・園への送迎 ・保育施設の充実 ・園の増設 ・保育士の給料を上げてほしい ・保育料の制度がわかりづらい ・オムツ持ち帰りは不衛生 ・保育の内容を充実してほしい(英語教育等)
小学生に関すること	・通学路の安全確保が必要 ・学童保育の時間拡充(とくに長期休暇中は8時開館では遅い) ・学童保育内容の充実(厳しいルールが多い、おやつを出してほしい) ・登下校時の見守り ・小学校周辺の歩道の整備 ・学童の開館時間延長(長期休暇時は7時半から。日曜日開館) ・学童保育ではなく、放課後子供達が集まって宿題をしたり、遊んだりできる寺子屋のようなものがほしい ・不登校の児童に対しての施設や相談できる場所 ・勉強のサポート(大学生等による)
経済面に関すること	 ・経済的支援をしてほしい(おむつ助成、インフルエンザ予防接種助成、中・高生の医療費窓口無料化等) ・給食費、保育料をもっと安くしてほしい ・チャイルドシートやベッドの貸し出しはとても助かる ・ひとり親に対する支援を充実してほしい ・制服リサイクルのような、園服や体操着のリサイクルができるシステム ・金銭的なサポート(ミルク、オムツ、予防接種、習い事等)

第4章 子ども - 子育て支援施策展開に 向けての課題

1 子どもの発達段階にみる切れ目のない支援の必要性

子どもの発達とは、子どもが自らの経験を基にして、周囲の環境に働きかけ、 環境との相互作用を通じ、豊かな心情、意欲、態度を身につけ、新たな能力を 獲得する過程といわれます。

身体的発達、情緒的発達、知的発達や社会性の発達などの子どもの成長における様々な側面は、相互に関連を有しながら総合的に発達していきます。

子どもは、身近な人や自然等との関わりの中で、主体的に学び、行動し、様々な知識や技術を習得するとともに、自己の主体性と人への信頼感を形成していきます。

子どもは、一人ひとり異なる資質や特性を有しており、その成長には個人差がある一方、発達の道筋や順序において、共通してみられる特徴もあります。 発達段階を①乳児期(概ね1歳まで)、②幼児期(概ね3歳まで)、③幼児期 (小学校就学前まで)、④学童期(小学校就学後)に分けて、課題や特性などについて整理したものが次の表となります。

こうした発達段階による特徴を踏まえ、教育・保育分野を中心に、保健分野や地域社会分野等が連携することによる、切れ目のない支援を行うことが重要となります。

区分	年齢	心身の成長	周囲との 関係性	主な課題	対応の留意点
乳児期	概ね1歳 まで	著しい心身の発達 疾病の発生	保護者等特定 の大人との愛着 形成による情緒 的安定	愛着の形成	
幼児期	概ね3歳 まで 小学校就 学前まで	基本的な身体機能・運動機能の発達 動機能の発達 身体感覚を通した感性・探求心の向上	大人の見守りの 下で人間関係を 広げる 同年代の子ども たちとの関わりを 通した成長	人に対する基本を を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 を持ている。 をはいる。 をはいる。 をはいる。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	個々の発達・健康状態に応じた保健的な対応が必要 小1プロブレム** への配慮
学童期	小学校就 学後	言語能力や認識力の 高まり 自己を客観視、発達の 個人差も顕著に	自立の意識・社会性の発達	情操の涵養、 規範意識 抽象的な思考 の次元への適 応や他者の視 点に対する理 解 自己肯定感の 育成	

2 統計・ニーズ調査等からみえる本市の課題

(1) 女性の働き方の変化に沿った支援体制が求められています

現在パート・アルバイト等で働く女性の 35.6%がフルタイムへの転換を希望しています (P35 の「両親の就労状況について」を参照)。女性の就労率も上昇しており、そのような状況下で、子どもが放課後を過ごす場所として希望するところは、「放課後児童クラブ (学童保育)」が 56.6%で最も多くなっています (P38 の「小学生の放課後の過ごし方の希望について」を参照)。また、実績値においても、低学年、高学年ともに放課後児童クラブの利用者数が上昇しています。ニーズに応じた定員の確保が求められます。

(2) すべての子育て家庭に向けた支援を地域ぐるみで行うことが求められています

夫婦と子どものみの世帯の増加や地域の人間関係の希薄化などを背景に、 子どもをみることのできる人が保護者中心となっており、親族や友人に頼り にくいという傾向にあります。

仕事と家庭生活の両立への配慮や、子育て家庭を孤立させないなどの個々の家庭の状況に応じた配慮を行う必要があります。

地域で支え合って子育てを行える環境の必要性が高まっています。

(3)様々な教育ニーズの高まりに応える体制が求められています

ニーズ調査によると、幼児期の教育・保育を担う各種施設の利用について、保育所(園)や認定こども園、幼稚園は実際の利用を上回る利用希望が見られました。また、幼稚園の一時預かり保育において、実際の利用よりも利用希望が高い状況がみられました(P36の「未就学児の教育・保育の利用状況について」を参照)。幼児教育へのニーズの高まりがみられる傾向となっており、この傾向は今後も継続することが考えられます。幼稚園の一時預かりや幼保連携型の子ども園における幼児教育の充実が求められています。

(4)日々の生活や経済面、施設面において、安心・安全な子育て環境が求められています

本市では各種手当・助成を既に実施しておりますが、ニーズ調査の自由記述 において、事業の改善と並んで、経済的支援の充実への要望が多くみられまし た。また、子どもたちが安心で安全に過ごせる場所に対するニーズが多く読み 取れました。安心して遊べる公園や、広くて思い切り遊べる屋内施設などへの ニーズが高まっています。支援センターなどでの相談事業に対する要望も多 く見られます。

最近では、様々な事件や災害の発生が相次いでいますが、そこから得られた 知見・教訓を踏まえた安心・安全な地域づくりが求められています。

こうした日々の生活に直結する経済面、および環境面の整備に係る子育て 支援が求められています。

3 前期計画の評価と課題

(1)教育・保育事業

前期計画期間である平成27年度から令和元年度において、ニーズ調査をもとに家庭類型を把握し、教育・保育事業の量の見込みを算出するとともに、2号認定における幼児教育に対する希望の有無を把握し、幼稚園、保育所(園)、認定こども園等の適正な利用を図ってきました。

計画期間において、待機児童を発生させることはありませんでしたが、本市 は広域での利用が多くなっているため、近隣市町村の児童人口の増減や確保 量の影響を受けやすい状況となっています。

今後は、市内教育・保育施設の適正な量の確保がより重要となってきます。

(2)地域子育て支援事業

地域子育て支援事業については、すべての事業において実施体制の維持・拡充を図ることにより保護者のニーズを満たすことができていましたが、ニーズ調査における見込み量の把握と実際の利用実績の乖離が見られた事業もいくつかありました。保護者の就労状況等により年度ごとにニーズの変化が大きい事業や、保護者に対する事業内容の適切な周知を検討する必要があります。また、保育が必要な家庭においても今後ますます幼児教育のニーズが高まっていくことが予想されます。保護者のニーズの変化に対応できる柔軟な体制づくりに努める必要があります。

第5章 計画の基本方針

1 基本理念

第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画基本理念

「子どもが 親が 地域が育つまち」

本市では、平成27年から取り組みを進めてきた「甲斐市子ども・子育て支援事業計画」において、「子どもが 親が 地域が育つまち」を基本理念として、教育・保育事業や、地域子ども・子育て支援事業の確実な実施を通して、子ども・子育ての支援を行っています。

女性の就労状況の変化や、幼児教育に対するニーズの高まりなどの社会情勢の変化を捉え、今後5年間においても、子どもや保護者にとって子育てのしやすい環境を維持・継続していくため、「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画」においても、上記基本理念のもと、取り組みを推進していきます。

2 施策の体系と基本目標

(1) 施策の体系

社会環境や保護者の就業状況、また地域での子育てに関する関わり方など、近年の子ども・子育てを取り巻くさまざまな環境の変化に対応するため、次世代育成支援の理念や「甲斐市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念に基づいて行ってきた活動を継承し、出産から育児、教育に至るまで、子育てに関する切れ目のない支援を実現し、「子どもが 親が 地域が育つまち」の実現に積極的に取り組んでいきます。

施策体系

基本理念

基本目標

施策の方向性

子どもが

親が

地域が育つまち

子ども・子育て世代の ニーズに沿った切れ目の ない支援提供の実現 子ども・子育て支援給付 及び 地域 子ども・子育て支援事業の推進

親と子の健やかな成長に向けた支援

子ども・子育て世代の育ちを支える地域社会の 実現 すべての子育て家庭への支援

支援を必要とする子どもへの支援

「創甲斐教育」の考えに 立った充実した教育環 境の実現 幼児教育・学校教育環境の整備

次代の親を育てる地域社会の教育 力の向上

安心して出産・子育てが できるまちづくり・しくみづ くりの実現 安心して子育てできるまちづくり

経済的な支援

妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援(ネウボラ推進事業)

(2) 基本目標の考え方

① 子ども・子育て世代のニーズに沿った切れ目のない支援提供の実現

家族形態の変化や都市化の進行といった社会環境や労働環境の変化に加え、個々の価値観の多様化によって、子育て支援に関するニーズも多様化しています。「子どもの最善の利益」を第一義とし、市民がもつ様々な活力を社会の活性化につなげていくにあたり、就労環境や子どもの発育段階に応じて求められる様々な保育ニーズに柔軟に対応しながら、サービスを安心して利用できるような質の高い子育て支援の実現を目指します。

② 子ども・子育て世代の育ちを支える地域社会の実現

本計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困、家族の状況その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭です。

こうした子ども・子育て世代の育ちを支えるためには、地域及び社会の構成員がワーク・ライフ・バランス*等を含めた子育て支援に対する関心と理解を深めることが重要です。その上で、各々はその役割を果たす中で、子育てをする保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることに努めます。こうした取組を重ねることで、保護者が子育てに喜びや生きがいを感じ、子どもが健やかに成長できるような地域社会の実現を目指します。

③ 「創甲斐教育」の考えに立った充実した教育環境の実現

本市の教育振興基本計画である「創甲斐教育推進大綱」では「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」を基本理念としています。

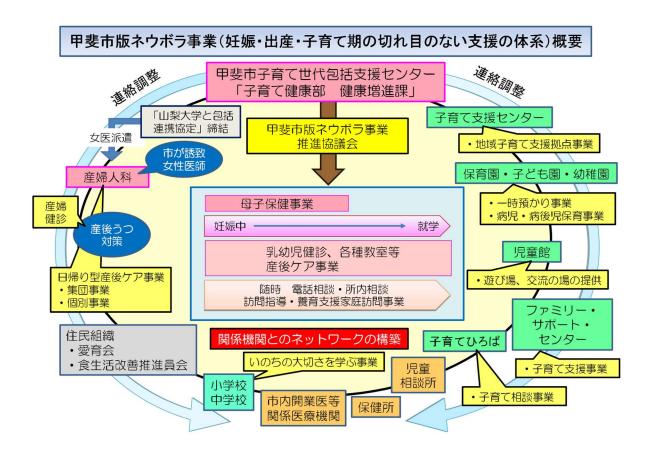
また、利便性や文化性の高い都市機能とともに、豊かな自然環境や地域が協力して子育で支援を行う風土を最大限に生かして、幼児期から学童期に至るまで健やかな育ちを促す施策を展開することや、家庭、地域、施設等子どもの生活の場を有機的に連携させ、地域コミュニティの中で子どもも親も共に育つ環境の実現を目指すこととしています。地域社会の未来を創っていく子育てを行うにあたり、こうした考えに立って教育環境の充実を図ります。

[※] 仕事と生活の調和ともいわれ、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、 様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと

④ 安心して出産・子育てができるまちづくり・しくみづくりの実現

子育てにあたっての不安感や負担感を取り除き、日々の子育てを安心して行うためには、社会資本基盤の整備や、経済支援等に代表される各種制度が公平かつ円滑に運用されることが不可欠です。市の各種施策を子育て世代の目線でとらえ、安心・安全な、まちづくり・しくみづくりの実現を目指します。

また、本市においては、従来の子育て支援に加えて、健康増進課を甲斐市子育で世代包括支援センターに位置付け、市、地域、保育所(園)、学校医療機関、その他の関係の機関が連携しながら、子育でに対する不安感や悩みを軽減するサポートを行っていくことを目的として、若い女性が住みやすく安心して子育でができる環境整備、結婚・出産・子育で期の切れ目のない支援体制の充実を図るため、平成28年度から「甲斐市版ネウボラ*事業」を推進しています。



第6章 子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の推進

1 基本的な考え方

(1) 需給計画としての本計画

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は、国が定める「基本指針」に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画(市町村子ども・子育て支援事業計画、本市においては本計画のこと)を定めるものとされています。

また、同条第2項において、計画に掲載すべき事項として、子ども・子育て 支援事業に係る需給計画、言い換えると本市内の利用見込みとそれに対する 定員などの確保について定めることとされています。

幼稚園や保育所(園)、認定こども園を例にとると、計画期間の5か年度における市内それぞれの幼稚園・保育所(園)や認定こども園等の「量の見込み**」に対し、その見込み数に見合う幼稚園・保育所(園)や認定こども園等の定員とする確保量について本章でまとめています。

子ども・子育て支援法で規定された幼稚園・保育所(園)や認定こども園などの教育・保育、放課後児童健全育成事業や地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、ファミリー・サポート・センターなどの地域子ども・子育て支援事業は、この計画の基本理念の「子どもが 親が 地域が育つまち」を目指し、基本目標の「子ども・子育て世代のニーズに沿った切れ目のない支援提供の実現」をするための中心的な取り組みとなります。

(2)量の見込みの推計方法

令和2年度から令和6年度までの計画期間中に必要となる子ども・子育て支援事業の量の見込みの推計は、国で示す『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き(平成26年1月、以下国の手引という)』に基づいて、以下の方法により算出しました。

※過去の実績と乖離が大きい事業については、実績をもとに推計値を補正 しています。

- ① 計画期間の各年度における年齢別の子どもの数を推計します。
- ② ニーズ調査の調査結果を家庭類型*ごとに分類し、それぞれ事業の利用意向を算出します。
- ③ ①と②を掛け合わせることで各年度における量の見込みを推計します。



※ 家庭類型とは

各家庭における保育の必要性に基づいて集計をするために、両親の就労状況などに基づいて、以下の 8 類型に区分しました。なお、その際には、将来的な就労希望等も考慮して、適当な保育施設等がないために就労できない等の事情も組み入れています。

教育・保育における認定区分との関係は以下のとおりです。

保育の必要性が高い家庭類型(2号認定、3号認定):A、B、C、E

保育の必要性が低い家庭類型 (1号認定): C'、D、E'、F

タイプA	ひとり親家庭
タイプB	両親ともにフルタイム勤務
タイプC	片親がフルタイムで片親が一定時間以上のパート勤務
タイプC′	片親がフルタイムで片親が一定時間未満のパート勤務
タイプD	片親が働いており、片親が専業主婦(夫)
タイプE	両親ともに一定時間以上のパート勤務
タイプ E′	両親ともパート勤務でいずれかの勤務時間が一定未満
タイプ F	両親ともに無職

(3)児童人口と家庭類型の推計

平成27年度から令和元年度の人口を基準として、第2期計画の計画期間に おける0歳から11歳の児童人口を推計しました。

具体的な方法は、以下のとおりです。

- ① 各年齢におけるコーホート変化率*の平均を計算して、現在本市内に居住している子どもの数の推移を推計します。
- ② 出生数については、出産適齢期の女性(15歳~49歳)の人口を①と同じ方法により推計し、年齢別の出生率により推計します。



※ コーホート変化率とは

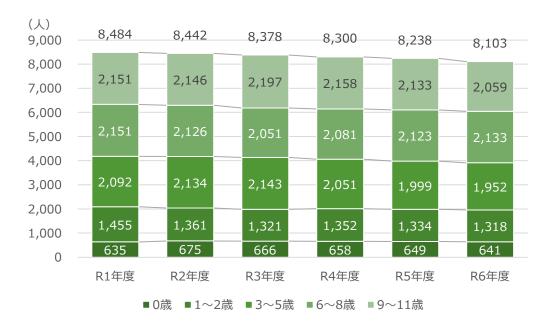
ある年度の(X)歳児の数と1年後の(X+1)歳児の数の変化率を表したもの。

例: 平成 29 年の 0 歳児が 100 人、平成 30 年の 1 歳児が 105 人の場合は、コーホート変化率は 1.05 となる。過去 5 年の児童人口のコーホート変化率の平均値を算出し、 0 歳人口を基準に 1 歳以降 の児童人口を推計します。

● 0歳から 11 歳までの児童人口の推計

(単位:人)

年度	実績			推計		
年齢	令和元年度	令和 2 年度	令和3年度	令和4年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳	635	675	666	658	649	641
1 歳	725	643	684	675	666	658
2 歳	730	718	637	677	668	660
3 歳	724	724	712	632	671	663
4 歳	698	719	719	707	628	667
5 歳	670	691	712	712	700	622
6 歳	679	665	686	708	708	696
7歳	772	690	676	697	719	719
8歳	700	771	689	676	696	718
9 歳	727	699	770	688	675	696
10 歳	721	728	701	772	689	676
11 歳	703	719	726	698	769	687
合計	8,484	8,442	8,378	8,300	8,238	8,103



※各年度の推計値については、国の手引による方法に基いて算出しました。

ニーズ調査結果から推計される家庭類型は以下のとおりとなりました。専業主婦(夫)のタイプDは、現在の数値では25.5%となっていますが、潜在値*では19.1%となっており、専業主婦(夫)の人で働きたいという意向の人がいることが分かります。それに伴って、フルタイム×フルタイムのタイプBや、フルタイム×パートタイムのタイプCの割合が増えています。

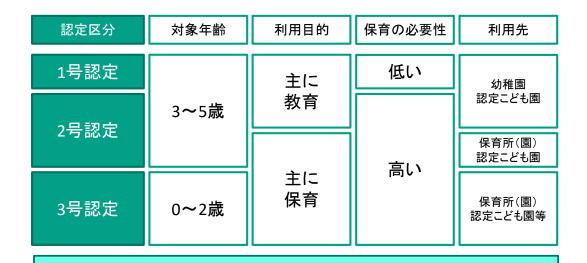
	現	在	潜在		
家庭類型	人数	割合(%)	人数	割合 (%)	
【タイプA】 ひとり親	101	6.6	101	6.6	
【タイプB】 フルタイム×フルタイム	535	34.9	604	39.4	
【タイプC】 フルタイム×パートタイム	451	29.4	484	31.6	
(月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部) 【タイプC'】 フルタイム×パートタイム (下限時間未満+下限時間~120 時間の一部)	47	3.1	44	2.9	
【タイプD】 専業主婦(夫)	391	25.5	293	19.1	
【タイプE】パート×パート (双方月 120 時間以上+下限時間~120 時間の一部)	0	0.0	0	0.0	
【タイプ E '】 パート×パート (いずれかが下限時間未満 + 下限時間~120 時間の一部)	1	0.1	2	0.1	
【タイプ F 】 無業×無業	8	0.5	6	0.4	
全体	1,534	100	1,534	100	

2 教育・保育事業

計画期間である令和2年度から令和6年度にかけて、1号認定・2号認定の幼稚園、保育所(園)、認定こども園などの教育・保育事業の利用希望及び3号認定の保育所(園)、認定こども園などの教育・保育事業の利用希望を推計し、加えて広域利用の状況を把握することで、甲斐市の必要確保量と確保方策について検討しました。

(1)教育・保育利用における認定区分

教育・保育事業の認定区分は以下のとおりです。



・1号認定: 保育の必要性が低く、幼稚園や認定こども園の利用が想定さ

れている満3歳以上の子ども

・2号認定: 保育の必要性が高く、保育所(園)や認定こども園の利用が

想定されている満3歳以上の子ども

・3号認定: 保育の必要性が高く、保育所(園)や認定こども園等の利用

が想定されている満3歳未満の子ども

-(2)子ども・子育て支援新制度における幼児教育・保育の無償化について

総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化に係る規定が整備されました。 無償化に伴う新たな認定基準は以下のとおりです。

新制度の認定区分

	園種別	認可保育所 認定ござも園 小規模保育	認定	b稚園 Eこども園 1号)	とども園 私学助成幼稚園 国立大学 は居幼稚園		_	認可外保育施設等	障害児通園施設等	
年齢	à	事業所 (2号·3号)	教育	預かり保育	教育	預かり保育	教育	預かり 保育	育施 設等	園 施 設 等
1	5 歳児 ラス	利用料無償化	利用料無償化	(※) 日額上限 450 円 *月額上 限あり	月額上限 25,700 円まで無償	(※) 日額上限 450 円 *月額上 限あり	月額上限 8,700 円 まで無償	(※) 日額上限 450 円 *月額上 限あり	(※) 月額上限 37,000 円まで無償	利用料無償化
満3歳児	住民税課税世帯		利用料無償化	無償化対象外	月額上限 25,700 円まで無償	無償化対象外	月額上限 8,700 円 まで無償	無償化対象外		
歳児	住民税非課税世帯		利用料無償化	(※) 日額上限 450 円 *月額上 限あり	月額上限 25,700 円まで無償	(※) 日額上限 450 円 *月額上 限あり	月額上限 8,700 円 まで無償	(※) 日額上限 450 円 *月額上 限あり		
非 世 0~1	式税 課税 帯の 2歳児 ラス	利用料無償化							(※) 月額上限 42,000 円まで無償	

[※]保育の必要性の認定が必要です。

0~2歳は、世帯の住民税課税状況によって無償となる場合があります。

(3)教育・保育事業の量の見込みと確保量

【1号認定・2号認定の量の見込みと確保量】

(量の見込みと確保量)

(単位:人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6	
指標	実績ニーズ量(量の見込み)						
3~5 歳人口	2,092	2,135	2,144	2,051	1,999	1,951	
1号認定	649	661	664	635	619	604	
2号認定(幼児教育)	1 415	93	92	89	87	85	
2号認定(保育)	1,415	1,352	1,359	1,300	1,266	1,236	
1号・2号認定合計①	2,064	2,106	2,115	2,024	1,972	1,925	
① の内数 市内	1,566	1,598	1,605	1,535	1,496	1,460	
市外	498	508	510	489	476	465	
施設未利用者	28	29	29	27	27	26	
確保量②(市内保育施 設受入れ可能数)	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753	1,753	
市内の保育施設のみを 利用した場合の過不足 (②一①)	▲311	▲353	▲362	▲271	▲219	▲172	

※R1 は実績値、R2 以降は推計値

(確保量の考え方)

令和元年度の1号認定・2号認定の市内保育施設の受け入れ可能人数1,753 人を令和2年度以降の計画期間における確保量とします。

(確保方策)

計画期間における1号認定・2号認定の量の見込みは、令和2年度、令和3年度と増加していきますが、令和4年度以降は減少に転じます。甲斐市内で確保されている利用定員は、令和2年度で1,753人となっており、量の見込みの2,106人のうち、24.1%が市外の教育・保育事業を利用する見込みとなっています。

今後、市外の施設の利用定員の減少等が発生した場合、新しい教育・保育施設の誘致や、保育士の確保に努めていく必要があります。

【3号認定の量の見込みと確保量】

(量の見込みと確保量)

(単位:人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
指標	実績	実績 量の見込み				
0~2 歳人口	2,090	2,036	1,987	2,010	1,984	1,959
3 号認定①	1,025	999	974	986	973	961
① の内数 市内	843	821	801	811	800	790
市外	182	178	173	175	173	171
施設未利用者	1,065	1,037	1,013	1,024	1,011	998
確保量②(市内保育施 設受入れ可能数)	880	893	893	893	893	893
市内の保育施設のみを 利用した場合の過不足 (②一①)	▲145	▲106	▲81	▲ 93	▲80	▲ 68

※R1 は実績値、R2 以降は推計値

(確保量の考え方)

令和2年度以降に予定されている市内保育施設の受け入れ可能人数が 893 人となるため、計画期間の確保量とします。

(確保方策)

計画期間における3号認定の量の見込みは、令和4年度に一旦増加しますが、対象人口の減少に伴って、全体的には減少傾向となります。

甲斐市内で確保されている利用定員は、令和2年度で893人となっており、 量の見込みの999人のうち、17.8%が市外の教育・保育事業を利用する見込 みとなっています。

令和2年度で、50.9%の乳幼児が教育・保育事業を利用していない推計となっていますが、女性の就業率の高まり等の状況の変化によっては、保育士の確保等に努めていく必要があります。

3 地域子ども・子育て支援事業

3歳未満児の約5割は教育・保育事業を利用せず、家庭にて子育てが行われています。その一方で、核家族化や地域とのつながりの希薄化等の影響で、祖父母や地域の人たちのサポートが受けにくい状況が生まれています。また、自分が生まれ育った地域以外での子育ても増加しており、子育てをする保護者の孤立化が進んでいます。

このような状況において、子育ての不安や負担を解消し、子育て世帯を支援するため、本市では以下のような地域子ども・子育て支援事業の実施及び実施の検討を行っています。

本市における地域子ども・子育て支援事業の一覧

	地域子ども・子育て支援事業
1	延長保育事業(時間外保育)
2	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)
3	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
4	地域子育て支援拠点事業
5	一時預かり事業
6	病児·病後児保育事業
7	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)
8	利用者支援事業
9	妊婦一般健康診査費助成事業 (妊婦健康診査)
10	乳児家庭全戸訪問事業
11	養育支援訪問事業
12	実費徴収に係る補足給付を行う事業
13	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ※本市においては、当事業について実施の見込みがなく、必要に応じて検討します。

(単位:人)

(1)延長保育事業(時間外保育)

(事業概要)

保護者の就労形態の多様化に対応するため、保育所(園)の通常開所時間 11 時間を超えて保育を行う事業です。

※平成30年度実績:公立保育園7園及び私立保育園等9園で実施。

(量の見込みと確保量)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	548	545	539	532	523
確保量	575	575	575	575	575

(確保量の考え方)

延長保育の利用実績については、その年の保護者の就労状況により多少変動があります。また、令和元年度は公立保育園に代わり民営の保育園が開園し、受入枠を拡大したことによって利用実績が増えています。令和元年度の実績見込数 575 人が令和 2 年度以降の量の見込みを上回ることから、今後も常時受け入れ体制が維持できるよう令和元年度の実績見込数値 575 人を確保量とします。

(確保方策)

ニーズ調査結果においても、母親のフルタイムへの転換希望が表れており、 今後も延長保育事業のニーズが高まっていくことが予想されます。延長保育 を実施する園の状況の把握に努め、合わせて保育士の確保も図っていきます。



(2) 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

(事業概要)

保護者の就労などにより、放課後帰宅しても家庭において適切な保育が受けられない児童を預かり、適切な遊びや指導を行う事業です。

市内の各小学校に隣接する児童館・児童センター(11 児童館)内の児童クラブ室や、小学校の空き教室、公共施設等を利用して実施しています。

(量の見込みと確保量)

【低学年】 (単位:人)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,063	1,038	1,040	1,055	1,067
確保量	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100

【高学年】 (単位:人)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	335	333	326	319	312
確保量	340	340	340	340	340

(確保量の考え方)

4月の登録者数を実績としていますが、実績値は年々増加傾向にあります。 直近の令和元年度の実績値が過去5年間の最大値であり、令和2年度以降の 量の見込みを上回ることから、保護者の就労状況を考慮し、今後も常時受け入 れ態勢が保持できるよう令和元年度の実績値を踏まえたうえで、1,100人(低 学年)及び340人(高学年)を確保量とします。

(確保方策)

女性の就業率の上昇に伴い、放課後児童健全育成事業のニーズは高まる傾向にあります。学校の空き教室の利用や放課後児童支援員の確保に努め、ニーズに応える体制の整備を図っていきます。

(3)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

(事業概要)

保護者が疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に乳児院において7泊以内を限度として預かる事業です。 ※対象施設:社会福祉法人子育ち・発達の里乳児院ひまわり

(量の見込みと確保量)

(単位:人日)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	15	14	14	14	14
確保量	26	26	26	26	26

(確保量の考え方)

疾病等の状況には規則性がないため、年度ごとの量の見込みを推計することは困難です。そのため確保量も確定することが困難ですが、実際に利用された実績値を確保量として捉えることが妥当と考え、平成 27 年度から平成 30 年度の平均値 26 人日を確保量とします(令和元年度は見込数値のため除きます)。

(確保方策)

子育て短期支援事業の内容に関する認知度が低い傾向にあり、利用が進んでいない現状があります。子育ち・発達の里乳児院ひまわりでの実施によって、量の見込みを上回る確保量となっていますが、今後も事業内容の周知と量の確保に努めていきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

(事業概要)

3歳未満の乳幼児とその保護者が自由に遊びながら交流・情報交換ができる場を提供する事業です。

※対象施設:敷島子育てひろば、竜王子育てひろば ヤンチャリカ(光学園)、こあら(竜王西保育園)

(量の見込みと確保量)

(単位:人回)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	23,655	23,187	22,819	22,518	22,206
確保量	24,300	24,300	24,300	24,300	24,300

(確保量の考え方)

平成27年度以降対象施設数や施設面積の増減がなく、今後も増減する予定 はありません。

量の見込みは年々減少していくものの、同年代の子供を持つ保護者のつながりが広がることは、子育ての不安の解消につながることが期待されるため、 積極的に事業を行っていく必要があります。

そのため、平成 27 年度から平成 30 年度の過去の実績値の最大数値を確保量とみなし、実績値が最大であった平成 29 年度の数値 24,300 人回を確保量とします。

(確保方策)

未就園児及びその保護者を中心とした利用について、今後も高いニーズを 見込んでいます。当事業で同年代の子どもを持つ保護者の人的なつながりが 広がることで、子育ての不安の解消につながることが期待されます。利用者支 援事業の実施も含め、体制を拡充します。

(5) 一時預かり事業

(事業概要)

保護者の就労等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、各種施設で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。幼稚園では、教育時間終了後や夏季休業時等に子どもを預かる事業として実施しています。その他、保育所(園)では、保育所(園)に入所していない子どもが一時的に保育を必要とする場合、保育園で子どもを預かる事業を実施しています。ファミリー・サポート・センターにおいても同様の趣旨の対応を実施しています。

【幼稚園における在園児を対象とした一時預かり】

(量の見込みと確保量)

(単位:人回)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	746	753	746	736	724
確保量	785	785	785	785	785

(確保量の考え方)

平成28年度に多くの一時預かりを実施した施設からこの数年実績がないため、平成28年度を除いた3か年度の平均値785人回を確保量とします。

【上記以外】

(量の見込みと確保量)

(単位:人回)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3,290	3,323	3,290	3,223	3,190
確保量	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400

(確保量の考え方)

在園児以外の子どもを預かる一時預かり事業を実施していた施設が、平成27年度で事業を終了したため、平成27年度を除く3か年度の平均値3,400人回を確保量とします。

(確保方策)

保護者に急な用事が生じた時や、子育てに伴う心理的・肉体的な負担を軽減するために、保護者の利用希望に沿った本事業のサービス提供が求められています。本市では、そのようなニーズに応えられるような事業実施を含め、体制を整えます。

(6)病児・病後児保育事業

(事業概要)

保護者の就労等により、病児・病後児の世話を家庭で行うことが困難な場合 に一時的に保育を行う事業です。

利用できる人は、生後6か月以上の乳児、幼児又は小学校に就学している児 童になります。

(単位:人日)

※対象施設:クローバー保育園(よつば)で実施

(量の見込みと確保量)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	423	421	416	410	404
確保量	480	480	480	480	480

(確保量の考え方)

平成30年度から県内での広域利用が可能になったことを考慮し、平成30年度の利用実績を踏まえ、480人日を確保量とします。

(確保方策)

広域利用での確保を前提とします。平成30年9月から、子育てに関する情報を掲載するポータルサイト「やまなし子育てネット」に、病児・病後児保育施設を紹介するページが設けられ、各施設の空き状況が把握しやすくなっています。このようなサイトの認知度を高め、ニーズに応えられるよう努めていきます。

(7)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

(事業概要)

子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい方と援助を 行いたい方が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを行う事業です。 短期的、突発的な保育園・学校の送迎、子どもの一時預かり等の相互援助と して行う事業です。

※概要

●依頼会員

- ・甲斐市内に住所を有する方
- ・生後3か月程度の乳幼児から小学校6年生までの子どものいる方

●協力会員

- 甲斐市内に住所を有し、子どもを預かれる方
- ・研修として講習会に参加できる方

●両方会員

・預けたり預かったりの両方を兼ねることができる方

●開館

・火曜日から土曜日(祝日・年末年始は除く)9時から18時まで

※対象施設:甲斐市ファミリー・サポート・センター(敷島子育てひろば内)

(量の見込みと確保量)

(単位:人日)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,377	1,357	1,343	1,338	1,330
確保量	1,380	1,380	1,380	1,380	1,380

(確保量の考え方)

子どもを預かる協力会員の登録件数は、ここ数年一定量を確保しており、今後も急激な減少はないものと思われます。

量の見込みは年々減少していくものの、保護者の就労環境の多様化に伴い 今後もニーズが見込まれるため、積極的に事業を行っていく必要があります。 平成27年度から平成30年度までの4か年の平均値1,380人日を確保量と します。

(確保方策)

子育て援助活動支援事業について、協力会員の募集を常時行い、依頼会員、協力会員ともに必要な知識を付けていただくため、情報提供を積極的に行い、登録会員数の増強を図っていきます。また、ファミリー・サポート・センターにおいて相談を受け付ける体制を整えるなど、利用に関して不明な点や不安な点の解消に努めます。

(8) 利用者支援事業

(事業概要)

子ども及びその保護者が認定こども園・幼稚園・保育所(園)等での教育・保育や、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるように身近な場所で支援を行う事業です。

健康増進課内に「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子健康手帳交付時に一人ひとりの状況を把握しながら「ケアプラン」を作成し、母子保健コーディネーターが全体を調整して地区担当保健師が関係機関と連携し、個別支援を実施しています。

※対象施設:敷島子育てひろば、竜王子育てひろば

子育て世代包括支援センター

(量の見込みと確保量)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	3	3	3	3	3
確保量	3	3	3	3	3

(単位:箇所)

(確保量の考え方)

現在3か所に設置されており、今後の設置計画に新設が計画されていないため、現状の設置数3か所を確保量とします。

(確保方策)

利用者支援事業は市内3か所を維持し、教育・保育事業や地域子育て支援事業等の円滑な利用環境構築に努めていきます。

(9) 妊婦一般健康診査費助成事業(妊婦健康診査)

(事業概要)

妊婦に対し、母子保健法第 13 条に基づいて実施される妊婦一般健康診査に 要する費用を助成する事業です。

妊婦の健康管理と安全な出産を迎えられることを目的に医療機関に委託して健診を実施し、妊婦健康診査14回分を公費負担(上限6,000円)します。

※実施場所:県内産婦人科医院

(量の見込みと確保量)

(単位:人)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1,119	1,105	1,088	1,070	1,055
確保量	1,490	1,490	1,490	1,490	1,490

(確保量の考え方)

利用者は年度によって増減がありますが、常時受入れできる体制の確保を考え、平成27年度から平成30年度の過去の実績値の最大数を確保量とみなすこととし、平成27年度の実績値を踏まえ、1,490人を確保量とします。

(確保方策)

今後も妊娠期からの一貫した健康管理を行い、必要時に適切な対応につな げられるような体制を確保し、母子ともに健やかな出産に臨めるよう妊婦一 般健康診査費を助成していきます。

(10)乳児家庭全戸訪問事業

(事業概要)

生後4か月までの赤ちゃんのいるすべての家庭に、保健師や助産師が訪問します。子どもの成長の確認、保護者の悩み相談や子育て情報の提供などにより健全な子育てを支援します。

※平成30年度の体制:保健師14人、助産師5人

(量の見込みと確保量)

(単位:人)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	688	680	671	661	652
確保量	700	700	700	700	700

(確保量の考え方)

対象乳児は年度によって増減がありますが、常時受入れできる体制の確保を考え、平成27年度から平成30年度の過去の実績値の最大数を確保量とみなすこととし、平成27年度の実績値700人を確保量とします。

(確保方策)

本市の出生数は減少していく推計ですが、社会増などの影響もあるため、乳 児家庭全戸訪問の対象家庭数が増えることも想定されます。平成30年度の体 制(保健師14人、助産師5人)を維持し、年間700人の確保ができる体制を 維持していきます。

(11)養育支援訪問事業

(事業概要)

児童福祉法第 6 条に基づき、養育支援が特に必要な家庭を訪問し、適切な 養育が行われるよう必要な相談、指導を行う事業です。

平成 30 年度は、保健師 14 人、家庭相談員 3 人の体制で事業を行っています。

(量の見込みと確保量)

(単位:人)

指標年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	96	95	94	93	92
確保量	130	130	130	130	130

(確保量の考え方)

対象者は年度によって増減がありますが、常時受入れ体制の確保を考え、平成 27 年度から平成 30 年度の過去の実績値の最大数を確保量とみなすこととし、平成 28 年度の実績値を踏まえ、130 人を確保量とします。

(確保方策)

今後も適切な養育支援が行えるよう、保健師・家庭相談員の体制維持に努め、 養育支援事業の100%実施を図っていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

認定こども園・保育所(園)・幼稚園の利用者との公平の観点から、新制度 に移行していない幼稚園の利用者について、「実費徴収に係る補足給付を行う 事業」による支援を行うこととします。国の補助対象は次のとおりです。

- ・年収360万円未満相当世帯の子ども
- ・所得階層にかかわらず、第3子以降の子ども

各施設で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費相当分^{**}」が対象となります。



[※] 主食費、人件費、光熱費等は除きます。主食(お米、麺、パン)以外のすべて(ミルク、おやつを含む)が対象となります。

4 子ども・子育て支援事業の推進のための取り組み

(1) 保育と教育のニーズへの対応

働く女性の活躍を目指す国の政策の効果もあり、本市における女性の就業率も高まってきています。

そのような中、保育が必要となる家庭が増える傾向にありますが、少子化の 影響もあり、幼児教育へのニーズが高まっています。

両親がフルタイムで働いている家庭などは保育時間の確保が必要ですが、 それと同時に、幼児教育を受けさせたいという希望を持つ家庭が増えてきて います。

本市では、そのような教育ニーズに対応するため、幼保連携型のこども園への移行や、幼稚園での一時預かりの推進など、教育ニーズの高まりに対応できる体制づくりを行うとともに、教育・保育に関する専門性を有するアドバイザー等の配置・確保に努めていきます。

(2)「新・放課後子ども総合プラン」への対応

平成30年9月に公表された「新・放課後子ども総合プラン」では、放課後児童健全育成事業の実施にあたって、2023年度までの5年間で約30万人の受け皿整備を目標としています。放課後子ども教室との一体型の推進や、学校施設の徹底的な活用を図ることも推奨されています。

本市においても、放課後児童健全育成事業のニーズが高まることが予想され、放課後の学校の教室の利用など、適切な対応を図っていきます。

(3)児童虐待防止に向けた対応

児童虐待防止対策において、子どもの権利擁護に関して、体罰によらない子育て等の推進や児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うことが求められています。

本市では、乳児家庭全戸訪問事業を通して、子育て家庭の状況の把握に努め、 子育てに不安をもつ保護者の支援を行うことにより、児童虐待の早期発見に 努めます。

(4) さまざまな状況の乳幼児や児童の支援

外国人労働者の受け入れに関する状況の変化に伴い、今後、外国人の乳幼児 や児童が教育・保育施設を利用する状況が増えてくることが予想されます。

そのような乳幼児や児童が円滑な教育・保育を受けられるよう、保護者および教育・保育施設に対して必要な支援を行って行きます。

また、障がい児など、医療的ケアや特別な支援が必要な子どもに対しても、 本市内における人数の把握ならびに各種教育・保育関連施設での受入れについて、関係部署と調整を行った上で、提供体制の確保に努めていきます。

教育・保育の利用にあたっては、必要に応じて障がい児相談支援等の利用を 図るほか、利用手続を行う窓口において、教育・保育以外の関連施策について も情報提供に努めていきます。

(5)子どもの貧困に直面している家庭への支援

経済的困窮を背景に、医療や食事、教育、進学などを受ける機会に乏しい子どもの貧困問題への対応は、喫緊の課題となっています。

本市では、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖しないよう、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の子どもを対象に学習支援を行い、学習意欲を高め、学力の向上を図るとともに、居場所の提供や食糧支援も併せて実施し、子どもの将来の自立に向けた包括的な支援を行っていきます。



第7章 子ども・子育て世代を中心におく 支援諸施策の実施に向けて

1 子ども・子育て世代のニーズに沿った切れ目のない支援 提供の実現

(1)子ども・子育て支援給付 及び 地域子ども・子育て支援事業の推進

家庭環境や社会環境の変化、働き方の変化に伴って子育て支援に対するニーズは多様化しています。さまざまなニーズに的確に対応していくため、本市で実施する「子ども・子育て支援給付」及び「地域子ども・子育て支援事業」を確実かつ効率的に実施していきます。

また、近年増加している「2号認定者の幼児教育のニーズ」に応えるため、 幼保連携型認定こども園への移行や、幼稚園、幼稚園型認定こども園における 一時預かり事業の拡充を図っていきます。

また施設利用だけでは補完できない保育ニーズに対しては、ファミリー・サポート・センターなど、地域住民の協力のもと、地域全体で子育て支援の充実に努めていきます。

安心・安全な妊娠・出産を行うためには、妊娠期間中に適切な健診を受けることがとても大切です。子ども・子育て関連3法では、妊婦一般健康診査事業が子ども・子育て支援事業計画の事業として位置づけられています。本市でも妊婦健診等の確実な実施を図っていきます。

代表的な取組	事業内容	新規•継続
通常保育事業 [子育て支援課]	昼間、保護者の就労等により、児童が保育を必要とする場合、保育所(園)等で児童を預かります。	継続
延長保育事業 [子育T支援課]	保護者の就労等により、児童が通常の保育時間 を超えて保育を必要とする場合、保育所(園) 等で児童を預かります。	継続
放課後児童健全育成事業 [子育て支援課]	就労等で保護者が家庭にいない小学生を対象に 学童保育を実施します。	継続

代表的な取組	事業内容	新規·継続
子育て短期支援事業 (ショートステイ) [子育て支援課]	保護者の事情により家庭における養育が困難になった児童の短期間の預かりを行います。	継続
地域子育て支援拠点事業 [子育て支援課]	育児不安等への相談、指導、子育てサークルへの 支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行 います。	継続
一時預かり事業 [子育て支援課]	家庭において保育を受けることが一時的に困難な 乳幼児について、主として昼間において、保育所 (園)、認定こども園、幼稚園等で、一時的に預 かり、必要な保育を行います。	継続
病児・病後児保育事業 [子育て支援課]	病児・病後児について、保育所(園)等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。	継続
ファミリー・サポート・センター [子育て支援課]	育児の応援を依頼したい方と、育児を応援できる 方が会員として登録し、一時的な預かり等の相互 援助を行うものです。援助会員の要請に応えられ るよう、協力会員の増員を図ります。	継続
利用者支援事業 [子育T支援課]	子ども及びその保護者が、認定こども園・幼稚園・保育所(園)での教育・保育や一時預かり、地域子育て支援事業等の中から適切な教育・保育サービスを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行います。	継続
妊婦一般健康診査費助成事業 [健康増進課]	妊娠中の健康管理と安心・安全な出産のために、 妊婦一般健康診査を実施し、健診に要する費用 の一部を助成します。	継続
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業) [健康増進課]	保健師・助産師により、新生児・乳幼児・産婦に対し家庭訪問し、子どもが健やかに成長するために必要な指導・相談に加え、母親の抱えている悩みや、問題の解決を図るための相談、必要な育児支援を行います。また産後うつ等の早期発見に努めます。	継続

代表的な取組	事業内容	新規•継続
養育支援家庭訪問事業 (専門職訪問事業) [健康増進課]	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・家庭相談員等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育環境を確保し、虐待予防に努めます。	継続
産婦健康診査費助成事業 [健康増進課]	産後のうつ予防や新生児への虐待予防、育児不安や負担感の軽減を図るため、産後 2 週間及び 1か月頃に産婦健康診査を実施し、健診に要する 費用の一部を助成します。	新規
新生児聴覚検査費助成事業 [健康増進課]	新生児の聴覚異常の早期発見及び早期療育を 図るため、新生児聴覚検査を実施し、検査に要す る費用の一部を助成します。	新規
風しんに関する追加対策 [健康増進課]	風しんの発生とまん延の予防、及び妊娠初期の妊婦の風しん感染による先天性風しん症候群の予防のため、風しんの抗体検査及び予防接種を平成31年4月から3年間実施します。昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性は定期接種として抗体検査及び予防接種が無料で受けられます。また、市単独事業として、妊娠を希望する女性に対し、任意予防接種に要する費用の一部を助成します。	新規



(2) 親と子の健やかな成長に向けた支援

核家族化が進展し、育児に関する相談を行う相手がいないなど、育児期の悩みを抱えてストレスや育児不安を高める母親が増えてきています。

子育て世代包括支援センターを拠点として健康相談や母親学級を通し、母親の心の健康状態の把握に努めるとともに、乳幼児に対する健康診査、事故の未然防止啓発など、子どもが健やかに育つような体制づくりに努めていきます。

併せて、小児医療体制の充実や医療費の助成事業などを通して、子育て家庭 の不安や負担軽減に努めていきます。

代表的な取組	事業内容	新規·継続
健康相談 [健康増進課]	窓口や電話にて安心して相談できる体制を確保します。様々な不安を抱いている妊婦や子育て中の家庭に対し個別性に応じた相談を実施し、健やかな乳幼児の成長発達の支援や、母親の精神面等の支援を行い、妊娠、出産、育児等の不安の軽減に努めるとともに、母子関係の把握を行いながら虐待予防・早期発見に努めます。	継続
母子健康手帳·父子健康手帳交付、母親学級 [健康増進課]	妊娠届出時に母子健康手帳および父子健康手帳を発行し妊娠・出産の不安や要望について把握するとともに、順調に妊娠中の生活が送れるよう、必要な保健指導・相談を行います。 また母親学級では、夫婦ともに安心して出産に臨み、その後の育児に向け必要な知識・心構えを伝えることで、親としての自覚や役割への理解を促します。	継続
乳幼児健康診査 [健康増進課]	乳幼児の疾病又は異常、身体・精神機能の遅れ等をもった子どもを早期に発見し、治療に結びつけるとともに、保護者に対し適切な保健指導を行うことにより乳幼児の健全な発育・発達を促します。(保健福祉センターにて集団で実施)	継続
乳幼児発達相談 [健康増進課]	乳幼児健診・母子相談等で継続して支援が必要とされた乳幼児に対し、より個別性に応じて臨床心理士による個別相談を行います。必要に応じて関係機関につなげていきます。	継続

代表的な取組	事業内容	新規·継続
事故防止のための啓発の推進 [健康増進課]	事故を未然に防ぐため、出生届出時や乳幼児健診時にパンフレット等を活用した啓発を推進します。また愛育会と連携し事故防止のグッズやリーフレットの配布による啓発を推進します。	継続
定期予防接種 [健康増進課]	伝染の恐れのある疾病の発症・まん延予防等を目的とし、対象者が適切に予防接種を受けることができるよう、予防接種手帳・乳幼児健診・広報・必要時個別通知等で周知・接種勧奨を実施します。	継続
小児救急医療事業 [健康増進課]	休日・夜間の緊急時に適切な小児救急の確保を図るために、夜間の診療体制について、県内市町村と連携し充実を目指します。また子ども救急ガイドブック、小児救急(上手なお医者さんのかかり方)をホームページに掲載し、緊急時の対応・方法などの周知に努めます。	継続
母子健康相談 乳幼児健康診査での相談・所 内相談 心理相談員による相談 [健康増進課]	乳幼児の健全な成長を支援するための個別性に応じた相談を実施します。また、子育て中の親の育児不安や悩み、ストレス等親の精神面での支援を行います。(乳幼児健診・ほのぼのルーム、窓口相談)	継続



2 子ども・子育て世代の育ちを支える地域社会の実現

(1) すべての子育て家庭への支援

国では女性活躍を推進するにあたり、女性の就業率を 2023 年度末までに 80%にするという目標を掲げています。そのような状況をふまえて「新・放課 後子ども総合プラン」においては、放課後児童クラブの量的拡充を図ることを 推奨しています。

本市では、児童館を利用して放課後児童健全育成事業を実施し、放課後に児童が過ごせる場所の確保に努めていきます。

代表的な取組	事業内容	新規·継続
児童館事業 [子育て支援課]	幼児、児童を対象にした各種教室等の内容の充実を図るなど、地域交流が深められるような活動として、子どもの健全育成事業を開催していきます。	継続
公民館子ども体験学習講座・教 室開催 [生涯学習文化課]	子どもたちが様々な学習体験を通して、その過程 において楽しさ、難しさ、達成感などを味わえるよう なプログラムに取り組みます。	継続
家庭児童相談室事業 [子育て支援課]	家庭における児童養育や福祉の向上を図るために 家庭児童相談室を設置し、児童の養育に関する 様々な家庭問題・問題行動について子育て支援 アドバイザーが相談に応じ、指導・助言を行いま す。	継続
子育T相談事業 [子育T支援課]	児童館や子育てひろばで子育て相談を実施しま す。	継続
保育所(園)における園庭解 放と子育て体験の場提供事業 [子育て支援課]	園庭解放などを通じて子育て相談を行います。また、中学生の職場体験活動を受け入れます。	継続

(2) 支援を必要とする子どもへの支援

核家族化や近隣住民同士の交流の希薄化などにより、出産や育児に関する相談相手が身近にいないため、出産や育児に対する親の不安や負担感が大きくなっています。特にひとり親家庭は、子育てをする上で経済的、精神的な困難に直面している場合が少なくありません。そのため、必要な経済的支援を行うとともに、相談体制や情報提供の充実に取り組んでいきます。

児童に対する虐待件数も増えており、厚生労働省が統計を取り始めた平成2年以降増加の一途をたどっています。児童虐待については、未然防止、早期発見、早期対応に取り組むとともに、虐待を受けた子どもに対しては、関係機関が連携して対応します。

一方で障がいのある子どもへの対応としては、乳児期の疾病や異常を早期発見するためには、発達の状況に関する相談や保健指導が重要となります。医師の診断に基づき、身体や知的面での発達状況に応じた対応および言葉の遅れなどで心配のある子どもやその保護者に対する各種相談や療育支援事業を今後も充実し、早期療育に努めていきます。

① 児童虐待防止対策の充実

代表的な取組	事業内容	新規·継続
児童虐待対応事業 [子育T支援課]	関係機関が連携して、児童虐待の早期発見、対 応に努めます。必要に応じ、要保護児童対策協 議会を開催します。	継続

② ひとり親家庭の自立支援の推進

代表的な取組	事業内容	新規·継続
母子生活支援施設入所 措置事業 [子育T支援課]	生活・住宅・就労等に問題を抱えている母と児童 を施設に保護し、自立促進のための生活支援を 行います。	継続
母子家庭の自立支援の推進 [子育て支援課]	母子自立支援員を兼務する家庭相談員が、母 親の自立に向けて指導、助言を行います。	継続

③ 障がい児施策の充実

代表的な取組	事業内容	新規·継続
在宅支援 [福祉課]	在宅で生活する障がい児の自立と、社会参加等 を促すサービスを提供します。	継続
特別支援教育 [学校教育課]	障がい児に適正な就学指導を行うため、関係機関からの情報を基に該当児童、保護者との面談等を実施します。	継続
放課後児童健全育成事業 (障がい児の受け入れ) [子育て支援課]	就労等で保護者が家庭におらず、集団生活が可能な障がい児の学童保育への受け入れに継続して取り組みます。	継続
保育所(園)での障がい児保 育事業 [子育て支援課]	保育所(園)において集団保育が可能な障がい 児の受け入れを行います。	継続
医療費助成事業 [福祉課]	重度心身障がい児医療費の助成制度に基づき医療費の一部を助成することにより、健康の維持を 図るとともに、経済的負担を軽減します。	継続
身体障がい児者補装具交付 (修理)事業 [福祉課]	身体上の障がいを補い、日常生活を容易にするため、車椅子・座位保持装置・義肢装具などの補装具を交付・修理します。平成25年度からは、身体障がい者手帳の交付要件に該当せず、法に基づく補装具購入・修理の助成を受けられない軽度・中等度の難聴児に対し、補聴器の購入・修理に係る経費を助成する事業を行っています。(負担割合は、本人1/3・本市1/3・県1/3。ただし、助成には所得制限があります)。	継続
福祉手当支給事業 [福祉課]	重度の障がい児を監護する保護者(養育者)に 手当を支給します。	継続
発達障がいの疑いのある児童 等を支援する健やかサポート事 業 [福祉課]	発達障がいの疑いのある児童とその家族の支援を 行います。また、関係課が市内保育園等の巡回 訪問(健やかサポート訪問)を実施し、障がいの 早期発見・早期療育を支援します。	新規

3 「創甲斐教育」の考えに立った充実した教育環境の実現

(1) 幼児教育・学校教育環境の整備

第2次創甲斐教育推進大綱において基本理念に掲げる、「甲斐市で育ち、甲斐市を育てる人づくり」の実現のためには、子どもが社会との相互関係を保ちつつ、社会の中で果たす役割や自分らしい生き方を展望し実現していく「キャリア発達」を重視した教育が必要です。

そのために、幼児期における教育内容の一層の充実を図るとともに、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育む教育を推進していきます。なお、本市では、義務教育の質の保証の観点から構築された「甲斐市学校評価システム」の運用がなされており、継続して取り組むことで、地域から信頼される教育機関としての機能強化に取り組みます。

加えて、いわゆる「小1プロブレム」といわれる状況に対しても、幼児期の 教育・保育と学校教育の円滑な接続が行えるよう、各種機関の連携を強めるこ とで対応していきます。

さらに、体験や友だちとの関わりを重視した活動や各教科のつながりを意識した合理的・関連的な指導を行うスタートカリキュラムの充実を図ります。

① 豊かな心の育成・確かな学力育成の基盤となる学校づくり

代表的な取組	事業内容	新規•継続
指導体制の充実 [学校教育課]	児童生徒へのきめ細やかな指導・支援の充実を図るために、本市単独採用の教員および学校教育支援員を配置します。	継続
学校施設整備事業 [教育総務課]	学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に老朽 化対策を進めるとともに、設備等を適正に維持管 理し、安全・安心で快適な教育環境の整備を図り ます。	継続
不審者に対する防犯等 対策事業 [教育総務課]	新入学児童へ防犯ブザーを配付します。 学校内においては、門扉の閉鎖、教職員による校 内巡視の徹底を図り、防犯意識、防犯対策の向 上を図ります。	継続

② 幼児期における教育の充実

代表的な取組	事業内容	新規·継続
教職員による幼児教育の 意見交換会 [学校教育課]	幼稚園、保育所(園)、小学校の教職員の情報交換会を実施します。	継続
自己表現活動・基礎体力を身につける遊びプログラムの実践事業 [子育て支援課]	自分の考えを自分の言葉で表現し、相手の話す 言葉を聞こうとする意欲や態度を育てます。また、 園庭における遊びの中で、基礎体力を身に付け、 運動能力の向上を目指します。	継続
保育所(園)における 食育の推進 [子育て支援課]	豊かな心と丈夫な体を育て、将来にわたり健康な 生活を送ることができるように、望ましい基本的な 食習慣が身につくよう働きかけます。	継続
保育所(園)の苦情解決の 確立 [子育て支援課]	保育所 (園) への苦情に対し、円滑、円満な解決を図り、保育サービスの充実に努めます。	継続



(2)次代の親を育てる地域社会の教育力の向上

国の学習指導要領による子どもたちの「生きる力」を育むという理念のもとに、知識や技能の習得に併せて、思考力・判断力・表現力などの育成を重視してきています。

「生きる力」を育むためには、学校のみならず、家庭や地域などが協力し、 社会全体で子どもたちの教育に取り組むことが重要となってきています。

中でも、保護者は子育てに関する第一義的な責任を持っており、家庭での教育はすべての教育の出発点となります。そのため、家庭での教育力の向上につながるような情報提供となる各種教室を実施します。また、家庭を支える地域での活動として、健康や運動をはじめとした様々な講座を実施するとともに、地域の人材や施設などの社会資源を活用することで家庭の教育力の向上を図ります。

また、子どもの不規則な食事や、栄養バランスの偏った食事は、小児肥満や 過度の痩身などを引き起こす原因となります。さらに、将来的に生活習慣病な ど疾病の要因となることもあります。規則正しい食習慣は、生活習慣の規則正 しさにもつながり、健康的な生活を送る上で食事は重要な役割を果たします。 このようなことから、食育を推進し、子どものうちに健全な食生活を確立す ることは、大人になってからの健全な心身や豊かな人間性を育んでいく基礎 となります。本市では、家庭や地域、保育所(園)・認定こども園、学校など と連携・協力しながら食育の啓発・推進にも努めていきます。

① 社会資源の活用による家庭・地域の教育力の向上

代表的な取組	事業内容	新規•継続
各種栄養教室 [健康増進課]	・ファミリー食育教室 食生活改善推進員が主体となり、小学校 1~3 年生とその保護者を対象に、食育紙芝居等を活用した食育指導、調理実習を実施します。・おやこで食育教室 児童館と連携して、食生活改善推進員が主体となり、乳幼児とその保護者を対象に、地産地消の食材を利用したおやつ作り体験を実施します。	継続
離乳食教室・乳幼児健康診査 における食育の推進 [健康増進課]	各年齢期における発達段階に応じた食育指導を 行い、心身の健全育成を図ります。離乳食教室・ 乳幼児健診にて実施します。	継続
スポーツへの興味と活力の醸成 [スポーツ振興課]	子どもたちが、経験や年齢、性別に関わらず、一人でも気軽に参加できるスポーツ教室や時代に沿った新しいスポーツ等のイベントを企画・実施し、スポーツの楽しさを普及します。	新規
スポーツを通じた世代間交流と 地域活性化 [スポーツ振興課]	子どもたちの健康と、世代を超えたつながりや地域 間の交流を深めるため、ラジオ体操の推進を図りま す。	新規
青少年関係団体への支援 [生涯学習文化課]	青少年育成推進員をはじめとする青少年活動に 携わる大人を対象とした研修会を開催し、地域全 体で青少年活動に関わろうとする意識の醸成を図 ります。	継続
高齢者との集い [子育て支援課]	介護施設への園児の訪問、または、高齢者の保育 所(園)等への来園を通じて、世代間の交流を 図ります。	継続
高齢者と子どもの帰り道 ふれあい事業 [長寿推進課]	本市内児童(主に小学校低学年 1~3 年生) の下校時の安全確保を図るとともに、高齢者と児 童があいさつを交わし交流を深めます。	継続

② 次代の親の育成

代表的な取組	事業内容	新規·継続
子どもとのふれあい体験 [学校教育課]	総合的な学習の時間や家庭科の授業等を利用し、小学生、中学生が保育園児等とふれあう機会を設けます。また、中学生がキャリア教育等で保育所(園)、幼稚園を訪問します。	継続
性や性感染症予防に関する正し い知識の普及 [健康増進課]	学校教育(養護教諭)と情報交換・連携を図り、正 しい知識の普及を図ります。	継続

4 安心して出産・子育てができるまちづくり・しくみづく りの実現

(1) 安心して子育てできるまちづくり

安心して出産・子育てができるまちとしていくために、ハード面では生活道路での安全性や防犯灯の整備などの安全な生活環境の整備に取り組んでいきます。

また、ソフト面では、啓発活動とともに、必要な場所についてのパトロール 等を実施していきます。

① 安全な生活環境の整備

代表的な取組	事業内容	新規·継続
道路維持管理事業 [建設課]	通学路などの道路パトロールの実施や自治会など からの危険箇所の通報に迅速に対応し、道路の 安全確保に努めます。	継続
子育て世帯向けの市営住宅整 備事業 [建設課]	住宅に困窮する子育て世帯に対し、空き住宅募 集時などに窓口相談などを実施し、入居の促進を 図ります。	継続



② 安心して子育てできる環境づくり

代表的な取組	事業内容	新規·継続
乳幼児用チャイルドシート貸し 出し事業 [市民活動支援課]	乳児の保護者に対し、乳児の出生から 18 か月間 チャイルドシートを貸与することにより、交通事故に よる被害の軽減を図るとともに、チャイルドシートの 購入に伴う負担を軽減し、チャイルドシート着用の 促進を図ります。	継続
交通安全教室の開催事業 [防災危機管理課]	本市専門交通指導員を保育所(園)・幼稚園・ 小学校等へ派遣し、歩行横断、自転車の乗り方 等の交通安全教室を開催し、交通安全教育の推 進に努めます。	継続
青色防犯パトロール車による地 域安全パトロール [防災危機管理課]	青色防犯パトロール車により、本市内の小中学校、公共施設、商業施設等の巡回パトロールを実施しています。実施内容としては、木曜日を除く月~金は4時間(夏季午後2時~6時、金曜日午後4時~8時、冬季午後1時~5時、金曜日午後3時~7時)、木曜日は午前6時30分から10時30分の早朝巡回を行っています。	継続
スクールカウンセラー設置事業 [学校教育課]	県のスクールカウンセラー設置事業を活用し、生 徒・保護者・教師のカウンセリングを実施します。	継続



(2)経済的な支援

ひとり親家庭の増加や子どもの貧困家庭の増加など、経済的に子育てに不安を抱える家庭を支援するため、保育料の軽減、奨学金貸付事業などの支援を実施していきます。

併せて、医療費の助成事業などを通して、子育て家庭の不安や負担軽減に 努めていきます。

子育てにゆとりを持ち、すべての子どもが必要な支援や教育を受けること ができるように、今後も経済的な支援の充実に努めていきます。

代表的な取組	事業内容	新規•継続
保育料の軽減 [子育て支援課]	今後も引き続き、国の基準よりも軽減します。	継続
幼児教育・保育の無償化 [子育て支援課・学校教育課]	令和元年 10 月より幼稚園・認定こども園・保育所 (園) 等を利用する3~5歳児クラス等の副食費等 を除く子どもの利用料を無償化します。また、一定の条 件において副食費の免除も行います。	新規
奨学金貸付事業 [教育総務課]	優秀な生徒であって、経済的な理由で修学困難な者 に対し、奨学金を貸し付けます。	継続
要·準保護児童生徒援助 費助成事業 [学校教育課]	経済的な理由により就学が困難な児童生徒の保護者 へ費用の一部を補助します。	継続
医療費助成事業 [子育て支援課]	こども医療費、ひとり親医療費の助成制度に基づき、 医療費の一部助成を行います。	継続
不妊治療費助成金 交付事業 [健康増進課]	特定不妊治療を希望する対象者の経済的負担の軽減を図るため、不妊治療に要する費用の一部助成を行います。 また、令和 2 年度以降の事業内容の拡大について検討しています。	継続

(3) 妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援(甲斐市版ネウボラ推進事業)

健康増進課内に設置している甲斐市子育て世代包括支援センターを拠点に、 行政、地域、保育園、医療機関、その他の関係機関が連携しながら、妊娠・出 産・子育て期の切れ目のない、安心して子育てができる支援を継続的に実施し ていきます。

代表的な取組	事業内容	新規·継続
産後応援ヘルパー派遣事業 [健康増進課]	産後うつや体調不良のため家事や育児が困難な家庭等にホームヘルパーを派遣し、母親の身体的・精神的負担を軽減したり、育児支援を行います。	継続
日帰り型産後ケア事業(にこに こママルーム・子育て相談室) [健康増進課]	生後1か月半の乳児とその母親を対象に、産後の育児不安や負担感の軽減、母親のメンタルヘルスの安定を目的に母親同士の交流の場として、「にこにこママルーム」を開催します。また、産後6か月までの母親のメンタルヘルスや育児状況等に関しての悩み、不安軽減のため、臨床心理士や助産師、保健師による個別の「子育て相談会」を開催します。	新規
宿泊型産後ケア事業 [健康増進課]	育児不安等を有する生後4か月までの母親とその 乳児が、山梨県産後ケアセンターに宿泊しながら 母体のケアや育児相談、育児手技の指導を受け る宿泊型産後ケア事業の利用料の一部を助成し ます。	新規



第8章 計画の推進体制

1 計画の点検及び評価

本計画に基づく個別の事業の進捗状況や計画全体の成果については、「甲斐市子ども・子育て会議」において「教育・保育事業について、認定区分ごとの利用人数や施設の整備状況等の確認」及び「地域子ども・子育て支援事業について、事業の利用状況や整備状況等の確認」を実施していきます。

甲斐市子ども・子育て会議

- ●教育・保育事業について、認定区分ごとの利用人数や施設の整備状況等の確認
- ●地域子ども・子育て支援事業について、事業の利用状況や整備状況等の確認

なお、点検、評価においては、下図「PDCAサイクル」を意識し、さらなる改善につながるよう留意するものとします。



2 計画の見直し

教育・保育事業について、計画と実績の乖離は事業者及び利用者に対して大きな影響を及ぼします。そのため、計画期間中においても、実績の把握を適切に行う必要があります。

推計した児童人口や教育・保育事業における認定区分ごとの利用人数が本計画で見込んだ量と大きく乖離し、計画を見直す必要があると「甲斐市子ども・子育て会議」において認められた場合には、「量の見込み」及び「確保方策」について見直しを行います。見直しの時期は、計画の中間年度である令和4年度を目安とします。なお、見直し後についても、第2期の計画期間は令和6年度までとします。また、待機児童を発生させないため、需要の動向をみながら、適時の見直しも可能とします。



資料編

1 策定にかかる諮問・答申の写し

○諮問書の写し

甲斐子第11-47号 令和元年11月14日

甲斐市子ども・子育て会議 会 長 三澤 宏 様

甲斐市長 保 坂 武

「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画(案)」について(諮問)

次の事項について、甲斐市子ども・子育て会議条例第2条の規定により、意 見を求めます。

1 諮問 第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画(案)について ※諮問内容については、別添「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画(案)」のとおり

〈諮問理由〉

子ども・子育て支援法の規定に基づき、甲斐市子ども・子育て支援事業計画 を策定しているが、当該計画の計画期間が今年度末で終了することになり、引 き続き継続した支援事業計画を策定する必要がある。

甲斐市の地域性を踏まえ、子ども・子育てに関する施策が、総合的かつ計画的に推進できるよう、子育て当事者及び専門的な観点から、甲斐市子ども・子育て会議の意見を求めるものである。

○答申書の写し

令和2年2月25日

甲斐市長 保 坂 武 様

甲斐市子ども・子育て会議会 長 三澤 宏

「第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画(案)」について(答申)

令和元年11月14日付け甲斐子第11-47号で諮問のありました標 記の件について、本審議会は、計画案が適正であると認めます。

なお、計画の実施にあたっては、次の事項に留意されるよう要望します。

- 1 事業計画は、地域及び社会全体が協働し、保護者が子育てに喜びや 生きがいを感じ、子どもの最善の利益が実現される社会を目指すもの であること。
- 2 事業計画を積極的に市民に周知すること。
- 3 ニーズ調査により把握した市民の要望に関する施策については、十 分検討し具現化を図り、実現に努めること。
- 4 事業計画の進行状況や成果を明らかにし、本会議において点検・評価する体制を確保すること。
- 5 事業計画については、社会情勢の変化に対応するため、中間年において効果的な見直しを図ること。

2 甲斐市子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。) 第77条第1項の規定に基づき、甲斐市子ども・子育て会議(以下「会議」 という。)を置く。

(所掌事務)

- 第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項に関し、調査審議し、及び答申し、又は意見を述べることができる。
 - (1) 特定教育・保育施設に関すること。
 - (2) 特定地域型保育事業に関すること。
 - (3) 甲斐市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
 - (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関すること。

(組織)

- 第3条 会議は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 関係団体から推薦を受けた者
 - (2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
 - (3) 識見を有する者
 - (4) 子どもの保護者
 - 3 委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

- 第4条 会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

- 第5条 会議に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

- 第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会 長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。 (最初に委嘱される委員の任期)
- 2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

3 甲斐市子ども・子育て会議委員名簿

	組織区分	氏名	役職等	備考
1	関係団体から推薦を受けた者	進藤・一徳	甲斐市社会福祉協議会会長	副会長
2	11	中村直明	甲斐市民生委員児童委員 協議会会長	
3	子ども・子育て支援法第 7条第1項に規定する事 業に従事する者	築地 靉憙	(福)登美福祉会 登美保育園理事長	
4	II.	村井 つかさ	(福) 青空会 あおぞら保育園園長	
5	II	丹澤 清美	甲斐市立竜王北保育園園長	
6	II	鮎川剛	(学) 鮎川学園 かおり幼稚園園長	
7	II	穴水 登志子	(学)鈴木学園 富士幼稚園園長	
8	II.	 内藤 加津美 	甲斐市立竜王西児童館館長	
9	11	小田切 則雄	(福) 子育ち・発達の里 乳児院ひまわり理事長	
10	識見を有する者	三澤 宏	甲斐市教育長	会長
11	II.	 新海 淳 	甲斐市立敷島小学校校長	
12	II	小林 桂子	山梨県中央児童相談所 相談支援課課長	
13	子どもの保護者	日向 麻衣子	公募委員	
14	II.	塩沢 晃子	公募委員	
15	II	森本 貴代美	公募委員	

4 策定経過

実施年月日	策定経過
平成 30 年 11 月 14 日	厚生環境常任員会 ・ニーズ調査の概要について
平成 30 年 12 月 7 日~ 12 月 25 日	ニーズ調査実施 ・就学前児童 2,911 人 ・小学生 997 人
令和元年 5 月 27 日	第1回 甲斐市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査の結果報告について
令和元年 5 月 28 日	厚生環境常任委員会 ・ニーズ調査の結果報告について
令和元年7月2日	第1回 甲斐市保健福祉推進協議会 ・ニーズ調査の結果報告について
令和元年 7 月 18 日	第 1 回 庁内ワーキング会議 ・ニーズ調査の結果報告について ・事業計画に位置付けた事業の検証について
令和元年8月26日	第2回 甲斐市子ども・子育て会議 ・ニーズ量の報告及び利用見込み量について
令和元年 10 月 3 日	第3回 甲斐市子ども・子育て会議 ・地域子ども・子育て支援事業のニーズ量について
令和元年 11 月 6 日	第2回 庁内ワーキング会議 ・事業計画に位置付けた事業の検証について 第2回 甲斐市保健福祉推進協議会 ・第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画の概要について
令和元年 11 月 14 日	第4回 甲斐市子ども・子育て会議 ・第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画案について(諮問) ・意見、提言の募集
令和元年 11 月 20 日	厚生環境常任委員会 ・第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画案について ・意見、提言の募集
令和元年 12 月 16 日~ 令和 2 年 1 月 9 日	パブリックコメント実施 ・第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画案について意見、 情報募集
令和2年2月14日	厚生環境常任委員会 ・第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画案について
令和 2 年 2 月 25 日	第5回 甲斐市子ども・子育て会議 ・第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画案について(答申)
令和 2 年 2 月 28 日	第3回 甲斐市保健福祉推進協議会(新型コロナウイルス感染症のため中止) ・第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画案について文書にて報告



第2期甲斐市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月発行

発行/甲斐市 子育て健康部 子育て支援課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

T E L 055-278-1692

FAX 055-276-2113